

11月号
Vol. 11
NOV. 2002

山梨自治風

特集

21世紀を創世する

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり夢づくり

苦言・提言

自治Q&A

もち自慢

西八代郡市川大門町



大門碑林公園

—中国歴代の名碑を再現—

大門碑林公園は、甲斐源氏発祥の地として知られ、市川大門の町並みを眼下に望む「平塩の岡」と呼ばれる高台に平成六年開設されました。

中国歴代の名碑を所蔵する中国陝西省の「西安碑林」の石碑や、中国各地の名碑の中から特に優れた石碑14基を選出し、千有余年の歳月を経て、創建当時のまま市川大門の地に復元いたしました。

元の石碑は、長年の風雪により破損、摩耗が進んでいるものが多く、中には、既に失われているものもありますが、元の石碑や、残存する拓本等の資料を参考とし、中国陝西省西安碑林博物館の監修・指導を受けながら復元が行われました。当時の字体、書風



の変化、文章構成等をそのまま残す貴重な資料である石碑を再現するとともに、千年、二千年の後までも残そうという「日本一の書道の町」市川大門町にふさわしい、ユニークで学術的にも貴重な試みです。

園内の採拓コーナーは、専門家のアドバイスを受けながら拓本を体験することができ、漢字文化、書道文化に気軽に親しむことができるコーナーとなっています。



JR市川本町駅より徒歩15分

〒409-3601 山梨県西八代郡市川大門町4930
TEL.055-272-7100 FAX.055-272-0499

開園時間 AM9:00～PM5:00(入園時間PM4:00迄)
休園日 毎週月曜日(月曜日が休日の場合は、その翌日)
入園料 一般・大学生600円(500円)、高校生500円(400円)小・中学生250円(200円)
※カッコン内は15名以上団体料金

交通ガイド

- 東京方面
新宿駅 JR中央本線特急 1時間30分 甲府駅 JR身延線 30分 市川本町駅
- 中央自動車道
東京駅 車 1時間30分 甲府I.C 車 25分 大門碑林公園
- 長野・松本方面
松本駅 JR中央本線特急 1時間20分 甲府駅 JR身延線 30分 市川本町駅
- 関西・静岡方面
静岡駅 JR身延線 2時間20分 市川本町駅
- 中央自動車道
小牧I.C 車 4時間 甲府南I.C 車 25分 大門碑林公園

11月号
Vol.11
NOV. 2002



晩秋彩る「塩山の風物詩」
—ころ柿づくり—

1 塩山市の松里地区では、11月上旬からころ柿作りの作業に入ります。大きいもので約500gの大きさがある「甲州百目柿」の皮をむき、殺菌して天日干しに。出荷する12月中旬までの1ヶ月程度、庭や軒下に吊り下げます。透き通った日差しを受け、ころ柿がオレンジ色のカーテンのように連なり、晩秋の風景を彩ります。

まち自慢	市川大門町「大門碑林公園」	表2
巻頭随想	自治体職員は生き残れるか 山梨学院大学教授 江口 清三郎	2
市町村リレー	「長坂町」	4
特集	「21世紀を創世する」	
特集1	電子自治体構築に向けて	8
特集2	エコパーク構想について	14
特集3	竜王町地域通貨“ドラゴン”	20
合併コーナー		24
	市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002in山梨	
	がんばっていまーす!!	26
苦言・提言	2本のレール 毎日新聞甲府支局 夫 彰子	28
電子自治体コーナー		29
	公的個人認証制度について	
自治Q & A		32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!! 市町村職員	茂手山 智之さん(富士吉田市)・編集後記	表3



斉藤英一さん
(白根乗馬福祉公園ホースセラピースタッフ)

動物と働く喜び
時の人

この四月にオープンした白根乗馬福祉公園は、フレンドリーセンター、馬小屋、馬場、小動物ふれあい広場等が整備され、いつでも誰でも気軽に訪れることができる施設です。本公園の特徴は「ホースセラピー(乗馬療法)」です。ホースセラピーは、心身障害者のリハビリとして欧米では広く知られ、機能回復、自閉症の解消、情緒の安定に効果が表れています。

運営は白根町社会福祉協議会が行い、ホースセラピーは甲府愛馬会の斉藤英一さんが中心となり指導されています。斉藤さんは以前から福祉施設等で積極的にホースセラピーを実践していました。「アニマルセラピーの原点とも言える風景の中、立派な施設で仕事をしています。全ての人にやさしさを」モットーに活動をしていきますので、多くの方々に利用して頂きたいです。現在は障害者の方だけでなく、幼児・小中学生の利用も増えており、大変好評です。

随想

山梨学院大学教授

江口 清三郎



PROFILE

江口清三郎(えぐち せいざぶろう)

昭和12年3月山形市生まれ。昭和36年3月早稲田大学卒業後、東京都三鷹市職員。企画調整室主幹、職員課長、理財部長などを勤めるかたわらシンクタンク等の研究に参加。

現在、山梨学院大学法学部長、政治行政学科・大学院社会科学研究所教授。「自治体行政と職員の役割」、「職場のリーダーシップをめぐる問題事例」など著書論文多数。

現在、勝沼町在住。勝沼町職員と地方自治のゼミを実施している。

自治体職員は生き残れるか

○ 地方自治と職員の働き

いま、地方自治はかつてないほどの活発な動きを見せている。不況で静まり返える民間企業とは比べものにならないほど、さまざまな政策の提案と大胆な改革を掲げて各地で活発な動きを呈している。

これはおそらく、地方分権に目ざめ始めた元気な首長の活躍もさることながら、やはり地方自治を支える専門集団たる自治体職員の働きによるところが大きいと見るべきであろう。事実、活発な自治体には、必ずといってよいほど元気な職員がおり、また熱心に政策

研究などを自主的に続ける職員の自主グループがあるのである。

このような自治体職員の活躍もあつてか、いまや学生にとつても自治体職員はあこがれの職業なのである。公務員試験も過熱気味であり、公務員予備校も満員の状況である。

○ 「自治体職員危うし」の動き

しかし、一見安泰に見える自治体職員の地位を脅かす動きが、さまざまな形で出始めていることも見逃してはならないであろう。これは、最近における民間の不況と

の関連もさることながら、自治体職員の現在における役割や実際の待遇などからみて、正規の自治体職員でなくとも、もつと効率よく、専門的に仕事ができるというものである。このような動きは、今後ますます増大し、自治体職員の地位を脅かすこととなるであろう。

これらの動きは、大きく分けて二つの潮流があると思われる。まず、この二つの動きを見てみることにしよう。

① 企業型

このタイプは、民間企業における労働市場の多様性をそのまま自

治体においても行おうとするのである。このタイプでは自治体の業務を①コア業務、②専門業務、③継続的定型業務、④時期的定型業務の四つに分け、民間と同じような人的資源により処理しようとするものである。コア業務は、自治体政策の企画、政策形成などを行う自治体の核となる業務である。

このコア業務は、これまでどおり自治体の正規職員が行うこととなる。専門業務は、専門性を必要とする判断や折衝などを行うもので、どちらかといえば短期的な貢献が基本となる仕事で、これは正

規の職員ではなく原則として外部調達型（アウトソーシング）となり、コンサルタント、民間委託などにより処理することとなる。継続的定型業務は、一年以上に及ぶ業務あるいは一定の成果を上げるのに長期間を要する業務であり、判断や創造をすることは求められないため正規職員ではなく人材派遣により処理することとなる。定期的定型業務は、一時的に発生するルーチン業務であり、パートタイムにより処理することとなる。

この企業型とは、「専門性」という軸により業務を分類し、コア業務のみを正規の職員で処理しようとするものであり、このタイプでは、おそらく現在の自治体職員の十分の一以下の職員で運用されることが可能となる。

②住民型

このタイプは、現在の正規の自治体職員を半数近くにし、その代わり有償の市民ボランティアを「行政パートナー」として活用しようとするものである。これは、かつて提唱された「パートタイム職員活用論」と考えが同じであり、自治体業務をすべて正規の職員で行う必要はなく、ボランティアやパートタイムでも可能なものは積極的にこれらを活用しようとするものである。

最近発表された志木市の計画では、公民館、図書館などの「施設利用・運営」をはじめおおよそ三

百三業務を住民による有償のボランティアである「行政パートナー」により処理し、正規の職員を半減しようとするものである。

○何が問われているのか

このような二つのタイプの動きがあるわけであるが、この動きを加味して考えてみると、これからの自治体運営は①企業型、②住民型、③行政型（これまでのように行政職員を中心にしてすべての業務を処理する従来型のタイプ）の三つのタイプを、それぞれの自治体を選択して行うこととなるであろう。

問題は、このような自治体職員をめぐる動きが提起しているものは何なのかということを一入ひとりの職員が認識することである。

おそらく、この問題や動きの背景には不況による税収減等に起因する財政状況の悪化もあるであろうが、やはり核心的なことは、「職員の専門性」ということであろう。

これまでは、自治体の業務は、「専門性がある」とか、「特殊の技術を必要とする」という考えのもとに、専門的集団としての自治体職員でなければ処理することはできないということで、自治体業務のすべてを正規の職員で処理するという考えが支配的であったのである。しかし、企業型や住民型の動きを見てわかるように、これまでの支配的であった原則は揺ら

ぎはじめ、職員の「専門性」も、外部の民間会社や住民により代替できるものがあるということが提起されはじめたのである。

○専門性を高める

最近における自治体職員をめぐる動向からはつきりいえることは、このままの状況では自治体職員は生き残れないということである。

例え行政型を選択したとしても、職員の地位は安泰ではない。絶えず企業型や住民型の脅威にさらされるであろう。そして自治体職員に対する批判も増幅されるであろう。そこで、これまで自治体職員中心主義（自治体の業務は正規の職員でなければできない）を支えてきた「専門性」を総点検してみることである。これまでいわれてきた自治体職員の専門性は、①学者や研究者の行政に対する参加、②民間委託の推進、③住民の高度化による実力の向上、④インターネットなどによる情報化の推進などにより相対的に低下してきているのではないか。住民の専門性が職員の専門性を上回ってきたのではないか。そして職員としての特殊技術がなくなるとも、企業や住民、NPOが代替できるものも増加しているのではないのかなどが住民の目により検証されはじめています。

自治体職員が、自治体職員としての固有の役割を十分に発揮していくためには、地方分権時代にふ

さわしい新たなタイプの自治体職員に生まれ変わることが望まれているのではないか。

○自治体職員備品論の展開

私は、かつて、自治体職員は自治体の「備品」であるという「自治体職員備品論」を展開したことがある。四年のサイクルで稼働する自治体の人事構造の中で、職員だけの長期的に固有の役割を発揮するものであることを強調したものである。しかし、いかに長期的な活躍が保証されているからといって、「朽ちた備品」であつてはその役割を発揮することはできない。絶えざる研鑽により、専門性を高め、住民の期待に応える努力を期待したいものである。そうしなければ、自治体職員は生き残ることができない時代なのである。

○おわりに

私は、自治体職員の未来型を市町村の保健婦（士）に見い出している。それは、①住民とともに歩む、②住民に信頼されている、③専門性があり、研究熱心であるからである。現在行われている櫛形町、八田村、市川大門町の徹底した住民参画による保健計画づくりは、これからの自治体と自治体職員のあり方について、多くの教訓とモデルを提供している。

まちづくり 夢づくり

長坂町

古代も今も長坂町は 住むに値するまち

長坂町は山梨県の北西部、甲府市から約35kmのところに位置しています。八ヶ岳南麓の南北に細長い町で、標高は日野春駅の497mから権現岳の2,718mまで、その差は2,221mです。面積は39.87km²ですからそれほど大きい町ではありません。人口は一万人弱です。

町内のどこに行っても、空気がよく、湧水も豊富、そのうえ山岳景観抜群といったところで、文字通り住むに値する町です。

この点、古代からそうであったように、町内の遺蹟数は二百箇所

を超え県内市町村中一、二を争っています。その中には県内最古（約三万年前）の石器が出土した横針久保遺蹟や県内屈指の縄文時代の大集落といわれている酒呑場遺蹟などがあります。遺蹟とはあまり縁のないところと思われがちですが、左に非ずでありまして、長坂町を忘れては困ります。八ヶ岳の南面傾斜の逸見筋に先ず人が住み、そこから四方八方に広がっていったものと考えられます。要するに、それだけ長坂町は人の住みやすい土地であったわけです。



越中久保溜池より望む雄大な名山八ヶ岳

環境のまちであるように

長坂町をどのようなまちにしたいと考えているかというとき、先ずは、環境と文化と教育に一步先んずるまちでありたいと念願しています。

「山紫水明」とは、もちろん日に映じて山は紫に、また、澄んだ水ははつきりと見えることをいうもので、山水の美しい景色の形容です。ですが、長坂町はそれとは少し違った意味で、「天下随一の山紫水明のまち」と自負しています。

先ず、「山」です。町内の至る所から、南に富士山、北に八ヶ岳、西に甲斐駒ヶ岳、北岳、鳳凰三山、東に金峰山、瑞牆山と、日本百名山のうち七峰を望むことができます。しかも、遠からず近からずです。この「遠からず近からず」に価値があるのです。



国蝶オオムラサキ

最後に「明」です。一九八四年の夏、作曲家の団伊玖磨さんは清春美術館からの星空について、「何とも美しい星空だった。世界中の星空を見てきた

「紫」は、国蝶オオムラサキです。一九八七年に環境省から日本有数のオオムラサキの生息地として指定されました。日野春駅から北へ徒歩で一〇分のところに町立のオオムラサキセンターがあります。

「テーマパークの真似ごと」は避けよう。飽くまでも環境教育施設……これを合言葉に、オオムラサキの研究で博士号をとった職員などががんばっています。長坂中学校生徒の町内オオムラサキの有視界調査は十三年も続いています。

「水」は、湧水です。天下に名だたる三分一湧水をはじめ、女取湧水、姥ヶ懐湧水など八ヶ岳からの恵みの水が豊かな町で、これら湧水は一九八五年に環境省から日本名水百選に指定されています。

保育園や小学校の子ども達もこうしたことをよく知っています。「長坂はどんな町ですか」と聞くと、間髪を入れず、「名水と国蝶オオムラサキの里」と答えます。

けれども、こんな美しい星空は珍しかった。」とエッセー「眸の思い出」に記されています。

二〇〇一年には「星空のきれいなまち」の全国組織にも加入しました。

以上、長坂町の山紫水明について

町民みんなが文化に関心を寄せるまちであるように

町には、公・民の文化施設がたくさんあります。

先ず、創立十九年を数える（財）清春白樺美術館、同図書館があります。ラ・リューシュに拠って絵筆を握る老若男女が春夏秋冬絶えることがありません。

町の小学生、中学生は美術館等に無料で入場できることになっています。毎年十一月三日の文化の日には著名な画家のご指導のもと幼児から高校生までの写生大会があります。

清春白樺美術館の縁で、昨年は長坂中学校の生徒が文化勲章の阿川弘之先生の講演会を聞くことができました。

清春白樺美術館のすぐ隣に、町が郷土資料館を建設中です。約十億円を投じ一流の施設をと思っっています。南麓の詩人桜井節氏から数万冊に及ぶ四季派の図書をご寄贈いただきましたのでこれも展示

てひとことづつふれましたが、これらに更に磨きをかけ後代に引き継いでいくために、環境問題、それは上下水道の整備あるいはごみ対策など生活の万般に及びますが、これらにとりわけ力点をおいています。

します。

年代的に白樺派と四季派は、ほぼ連続していますので貴重な施設群となるものと考えています。

白樺美術館、郷土資料館、それに国蝶オオムラサキが舞う大深沢川の渓谷をつないでの「清春四季のみち」にも着手しています。土の部分の多いネイチャーロードです。

甲斐小泉駅と三分一湧水の間に文化勲章の平山郁夫先生によるシルクロードミュージアムがあります。四千年前、五千年前の西域の俑などが整然と展示されています。

只今は、ミュージアムの本館を建設中で、来年夏までにはオープンの運びと聞きます。

今年中に平山郁夫先生が長坂中学校の生徒たちのために講演に来ていた、ただけることになっています。

甲斐小泉駅のちよつと北に、柳田泰雲書道美術館があります。館長は泰雲先生の奥様の青蘭先生で

す。青蘭先生には地元の小中学生の指導のために再々お出ましをお願いしています。

三分一湧水をご存知ない方はおられないと思いますが、このたび付近一帯を三分一湧水公園として整備することになりました。湧水と棒道の資料館、農産物直売施設、地元産による「そば処」、野草公園などを建設します。「森と水の公園」といわれるようにしたいと考えています。

三分一湧水、女取湧水、棒道、シルクロードミュージアム、泰雲書道美術館等は文字通り指呼の間にあります。これらを連結すると極めて密度の濃い環境文化ロードになり得ると楽しみにしています。

長坂町にはメセナの会と



名水百選に選ばれた三分一湧水

いのがありますが、これも県内市町村では当町だけと思います。何とか町中に文化芸術の薫りがいっぱいであるようにとの願いから発足したものです。そうあるよう町としても文化の振興には特別力を入れていきます。

長坂町は教育の町でなければならぬ

長坂町は、明治・大正・昭和の興石守郷、堀内柳南以前から教育者輩出の地でありました。

その伝統を引き継がなければならぬと考えています。そのような観点から教育に重点を置いています。

四つの保育所は全部新築しまし

た。乳児、障害児、延長などの特別保育をそれぞれが実施しています。

各小学校単位に三世代交流の家を建設中です。単なる学童保育に止まることなく、特に長寿者会の皆様の協力のもと活発な世代間交流を図っていきます。

中学校は一校ですが、東海大地震対策とも関連、二〇〇四年度までに県内屈指の先進校を建設する予定です。

甲陵高校は、高根町、大泉村、小淵沢町との組合立ですが、その中高一貫教育……これを県教育委員会及び県の指導のもと二〇〇四年度から発足させたい考えです。

六年間の一貫教育により志の高

より力のあるまちに

長坂町はどちらかといえば工業のまちです。キッツ、HOYAなど名だたる企業をはじめ、たくさん立地しています。時節柄、経営容易ならずではありますが、昔から地域とのつながりが深く、イベントや環境整備活動などには総出動して下さっています。いつも感謝しています。

農業ですが、農地の荒廃を防ぐためにファームチーム六チームを編成、いわゆる請負耕作を推進しています。その活動のために遊休農地が大分減りました。みんなでふるさとの土地を守っていこうとの共同体意識が強い町であると思っています。

ブルーベリーの特産地化が急ピッチで進んでいて、大粒で質のよい点では日本一だそうです。全国組織から二〇〇三年に全日本大会開催の要請があります。

い気骨のある人材を養成したい……そのように念願しています。

町立の図書館、オオムラサキセンター、郷土資料館、総合グラウンド等々は中学生以下に年間を通して無料開放しています。文化教育施設を思いっきり使っていただいで、学習や体力づくりに役立ててもらおうとの考え方によるものです。

長坂駅前商店街は、葦崎市に次ぐ商店街です。近頃はご多分に洩れず郊外への大型店進出のありを受けシャッターの下りている店舗もいくつあります。

二〇〇〇年に、県内第一号で中心市街地活性化法に基づく指定を受けました。以後商工会やTMOの皆様が実に熱心に活性化事業に取り組んで下さっています。

町では、中心市街地への交通網の整備、まちなか公園の建設等八一面を受け持つことになっています。一層拍車をかけていかなければならぬと考えています。

農林業、商工業、そして観光など産業の振興が大事です。この基盤を強化することが文化や教育の振興につながっていくものと考えられています。今後も行政として能う限り努力をしていきます。

山梨自治風

特集

21世紀を創世する

今回は、21世紀における我々山梨の持つ課題への具体的な動きをテーマとした。

一つは、いつでも、どこでも、だれでもがITを利用し、行政事務手続きを行え、サービスを容易に受けられる社会を創っていくことが求められており、それへの本県市町村が持つ課題とそれへの対応策であり、一つは、再資源化社会を山梨に築いていくために、県・市町村がともに解決していかなければならないゴミ問題への県の具体的な提案、十分に市町村のみならず県民に理解していただきたいと思う。もう一つは、自治の原点である地域づくりのツールとして最近脚光をあびる地域通貨について、竜王町から報告をいただいた。

特集1●電子自治体構築に向けて

甲府市情報管理課 土屋光秋

特集2●エコパーク構想について

再資源化システム推進室 清水 豊

特集3●竜王町地域通貨“ドラゴン”

竜王町産業課 内藤光二

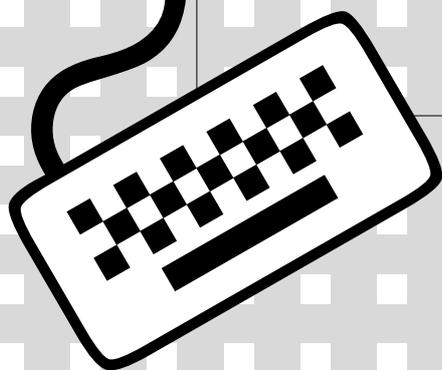
電子自治体構築に向けて

電子市町村システム等共同化研究会報告について

特

集

1



甲府市 情報管理課

土屋 光秋

8

はじめに

地方自治体が、「電子自治体」構築に取り組む理由は、地域住民に付加価値の高い公共サービスを提供するためであり、また、自治体の運営を効率化することである。

「電子自治体」の構築により、公共サービスの直接の顧客である地域の住民、企業の満足度を最も高めることができるようになる。

地域住民により近い自治体による公共サービスを高付加価値化していくことが、最も効果が分かりやすい。これからの政策運営では、最大のステークホルダー¹である地域住民の満足度を獲得することが何よりも重要となる。

さらに、「電子自治体」により、危機的な公共財政の改革を進めることが可能である。自治体が提供する多彩なサービスには、改善のテーマが多く存在する。さらに、自治体は公共財政の歳出の三分の二を支出する最大の資金需要元である。その額、実に一〇〇兆円に上る。ここで「電子自治体」を実現し、効率化を図ることができれば公共財政の改善に資するところ

大である。他にも、地域経済への効果であるとか、ボーダーレス時代における国際競争力の強化などもある。これらを踏まえた「電子自治体」の構築が必要とされているのである。

このような電子自治体の構築には、少なからず導入への費用負担と自治体業務の内容や組織構造を分析し、最適化するBPR²等に関する職員の尽力が要求される。

しかし、その達成によるメリットは大きなものがある。これらの効果は、今や全ての自治体が「共通」して求めるものであり、手法の差異はあっても各自治体が「共通」して実施している住民サービスに着目すれば、「共通」する業務に関する電子システムを共同で開発することは、開発経費の軽減という大きなメリットとともに広範な地域行政という視点におけるBPRを実現することになる。

こうしたことから、財団法人山梨県市町村振興協会において、全国においても先駆けとなる同一県内の電子市町村システム共同化に



向けた取り組み、「電子市町村システム等共同化研究会」を立ち上げ、自治体間で「共通」する事務やシステムの抽出、業務の標準化、システムの共同運営等について検討することとなった。

研究会参加者の構成は、各市の代表が七名、町村においては、各郡を代表して八名、県より二名、さらに事務局兼務で市長会、町村会から一名づつの計十九名で構成している。

研究会は、専門分野の下部組織として「電子申請・届出ワーキング」と「共同化業務拡大ワーキング」を設け、本年四月二十二日のキックオフより、研究会を四回、電子申請・届出ワーキングを四回、共同化業務拡大ワーキングを三回開催し、現状把握調査を始めとして、申請・届出業務や業務フロー実地調査、共同化や共同運営に対する課題の抽出等を行い、ここに中間報告として取りまとめることができた。

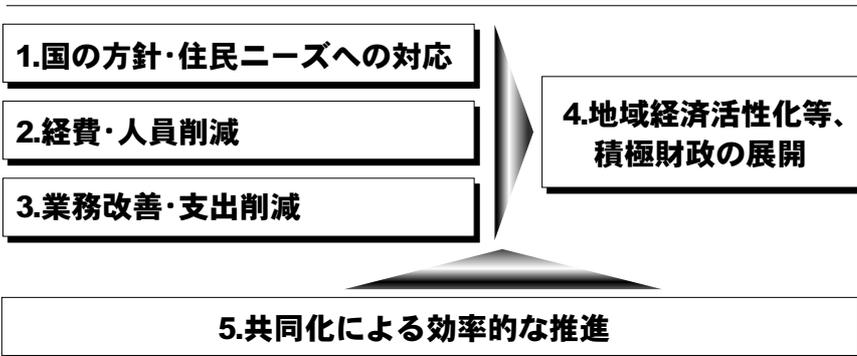
これまでのところ、ほぼ当初の

申請・届出の電子化

平成十六年二月に国税の申告が電子化される予定であり、電子的な市民サービスを推進する中で、

スケジュール通りに調査・研究が進んでおり、今後はそれぞれの市町村において、説明、普及活動を行い、更なる意見反映をした後、十二月に最終報告を行う予定である。

電子自治体実現のメリット



地方自治体においては、申請・届出等手続きのオンライン化が重要になってくる。こうしたことから、

申請・届出等手続きのオンライン化を図るためのシステムは、共同システムの中心であり、共同型電子申請・届出システムの実現で、山梨県の住民はインターネットにより、各自治体のホームページから、或いは、山梨県の総合ポータルサイトから、電子申請・届出を利用することができるようになる。

申請・届出業務は標準化されているので、どの自治体の住民であっても操作手順や入力項目は基本的に同一である。送付した申請がその後どのような状況にあるかといった不安も簡単に確認できるので解消される。職員側も同様で、Webを通じてごく簡単に操作でき、一覧表示機能などにより、業務全体を把握することも可能になる。

共同型電子申請・届出システムの研究は、対象業務の範囲を明確にするとともに、各市町村間での業務のフローの標準化が不可欠である。そこで、①申請届出業務の現状調査、②共同化対象業務の選定、③標準業務フローモデルの作成、④ギャップ・課題の把握、共同化条件の明確化、というステップで検討を進めた。

現状調査と共同化対象業務の選定

最初に、研究会参加市町村の申

請・届出業務の現状把握および共同システムの有効性を検討する際の基礎情報収集を行なった。本調査の結果、上位十業務の処理件数で、全体の処理件数の約八割を占めており、「上位二割が全体の八割のボリュームを占める」ということが明らかになった。さらに、申請手段、押印、添付書類、申請者確認、手数料等の電子化実現のポイントとなる業務上の特性に関する現状調査の結果、業務により押印や申請書の郵送、申請者確認などにおいてばらつきがあることが判明した。

次に、共同化対象業務の検討を行い、目標として「申請・届出業務の九十五%をカバー」という方針を定め、これの達成に向け、処理件数が多い、電子化効果が大きい、地域特性をアピールできる、等の視点も加味した。

業務標準化

業務の標準化については、業務標準化検討のアプローチとして、電子化特性の違いと添付書類の有無に着目し、犬の登録申請鑑札・交付、乳幼児(小児)医療費助成登録などの五業務について標準業務フローモデルの作成を行い、申請件数、申請頻度、申請時の記載事

項、申請内容の確認方法、判断基準、システム化の状況等について、詳細な調査を行なった。

業務標準化の可能性および電子化の効果を把握するため、実地調査を行なった。

業務標準化については、法定事務や過去に監督省庁・県庁の通達によつて標準化が図られた業務も多いため、今後の調整によつて実現可能であると共に、一部の業務では自治体の規模により電子化のニーズに温度差があること明らかになった。

以上の研究においては、電子化

情報システム共同処理における業務拡大

申請・届出業務に加え、共同化のスキームの展開として、数多くある行政システムの中からどのシステムを共同化していくことが適切かを中心に、適用業務の拡大に向けた検討を行った。

検討のステップとしては、①共同システム化現状・意向等調査の実施、②共同化対象の候補とするシステムの抽出、③優先順位判断基準の検討及び実際の順位付け、④向こう三年間の段階的实施時期案の策定、⑤初期システムの対象とされたシステムについて実現に

と業務標準化の可能性を重要な判断基準としたが、今後の検討では、

住民サービスの向上のために生活シーン毎に必要な申請・届出をワンストップで対応するという視点が不可欠であり、各業務の関連性や連続性等も考慮する必要がある。

こうしたことを踏まえ、山梨県の全市町村の参加を実現するためには、こうしたニーズの違いを吸収し、総合的な視点から、最終的に二十九業務を共同化の対象の候補とした。

向けた課題と対応策検討、という流れで進めた。

現状と意向調査

全市町村を対象に、システム共同化に関する現状及び意向について調査を実施した。その結果、共同化に対する意識は高く（八十六%が利用意向をもつ）、内部的にはコスト面や専門職員の確保が必要になること、外部的には住民サービスの向上を目的として高い興味を示していた。

システム抽出と順位付け

様々な行政システムの中から、どのような切り口でシステムを抽出し、本共同化の検討対象としていくかについて検討がなされた。その上で、現状・意向調査の結果で挙げられた「住民サービスの向上」の観点、「各自自治体の要望」等を踏まえつつ、

「住民の利便性の向上」、「業務の効率化」、「導入費用」、「導入度」の観点から評価を実施した。ここではあくまでも「共同化」のための順位付けのため、「システム化による効果」に加え、「共同化による効果」がどのくらいあるかを加点ポイントとしている。

また、導入費用については、単独導入の困難度や共同導入による費用削減効果を判断している。

電子自治体の構築と情報システムの共同化

電子自治体の構築にあつての大きな課題は、経費とセキュリティの確保、業務の見直しであり、これらの課題を解決に導くための一つの考え方が情報システムの共同化ということができる。

しかし、各市町村が営々として積み上げてきた業務システムやフロアの独自性の確保、多くの自治体に参加することによるセキュリティの確保、標準的な事務処理手順のあり方など、システムの共同化には幾つかの課題をクリアしていく必要がある。

独自性の確保

独自性の確保という課題については、今回構築しようとする共同

化システムは、原則として住民や企業等からの申請を受け取り、それに対し入力漏れが無いが、形式的に誤りが無いかなどの軽易な審査を行い、各自自治体側のシステム等に受け渡す、いわばフロントエンドのシステムであり、送られて来た情報を各自自治体で具体的に処理する段階（バックエンド部分）は、各自自治体が定める基準において行うものとし、その自由度を確保することにより、独自性を保とうとするものである。

但し、今後の共同化においては、一部独自性の確保が問題とならない事務などについては、バックエンド部分の共同化も当然その範疇に含まれるものと考えている。なお、これについては、一部システ

ムにおいてはオプションとして希望自治体を対象に、共同処理する事務も想定されている。

セキュリティの確保

情報セキュリティについては、ありとあらゆるケースを想定して安全策を講ずる中で、コストと守るべき情報の性質や価値、さらにその効果などについてバランスを配慮する必要がある。

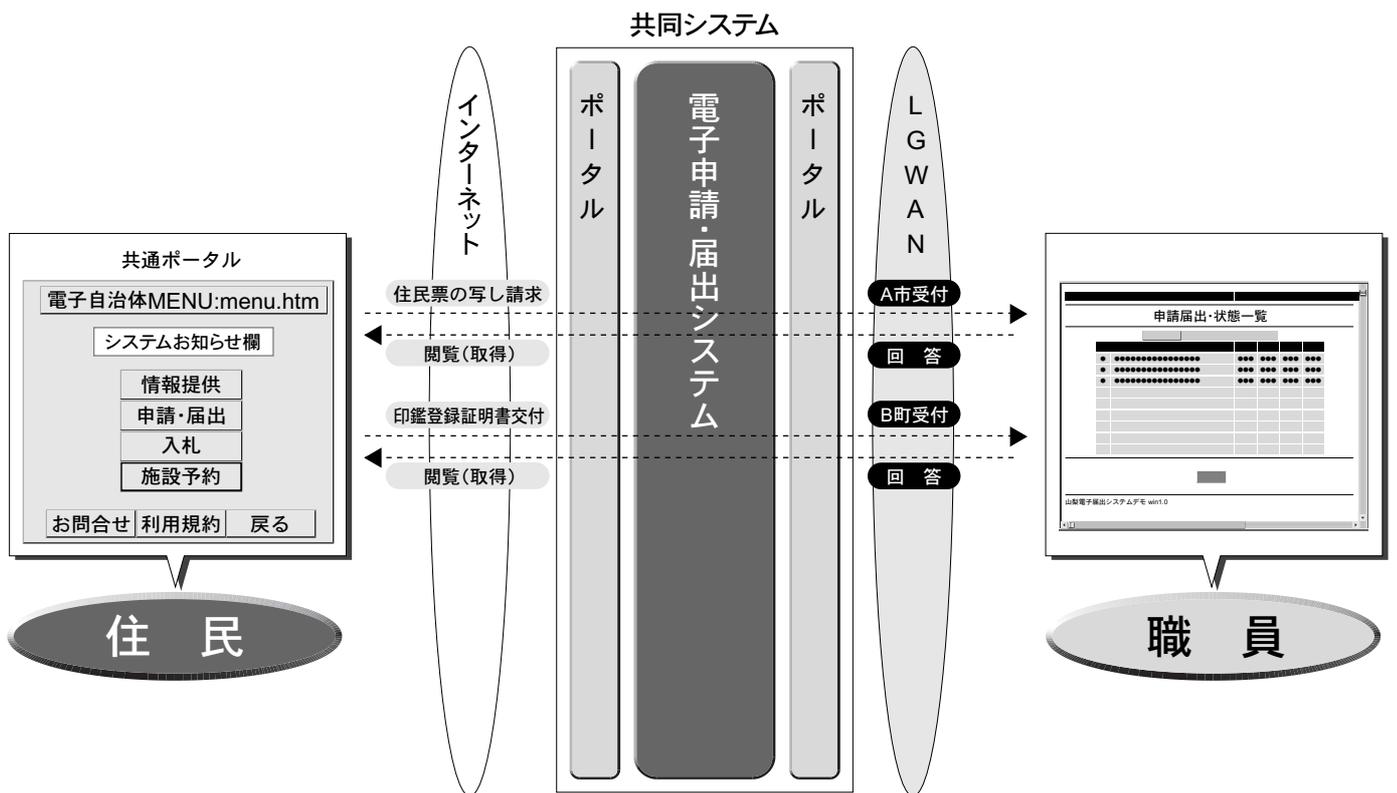
先ごろスタートした住基ネットワークにおいて取り扱われる情報は、原則的に氏名、住所等の本人確認情報である。しかし、申請・届出といった事務手続きの性質を住基ネットワークと比較してみると、申請・届出における、誰が、何を、どうした、という「誰が」という本人確認以上に重要な個人情報扱われることが大きな差異である。いうまでも無いが、住基ネットワーク以上に厳重に管理し、可能な限りのセキュリティ対策を講じる必要があると考えている。実はこのセキュリティ対策の面が、共同化を推進する大きなメリットの一つと考えている。共同化した場合のセキュリティ対策は安価にかつ高レベルのものとすることができる。

標準的な事務処理手順

標準的な事務処理手順については、住民サービスの向上と利便性を第一に考える中でBPRの視点を通じて、各自治体の合意を形成する中で標準的な申請・届出の画面を共通のものとして構築するものであるが、研究会ではこうしたBPRの手法を活用しつつ、プロトタイプを各自治体に提示し、意見のすり合わせやニーズ分析等を行う中で、合意に至る検討とすり合わせのサイクルを合意形成のプロセスとして検討することとしたものである。今後、毎年度一〇〇業務前後をシステム化するにあたって、これらのプロセスの定義は、共同化事業の成否を握るものである。

以上の課題をクリアして構築する共同システムは、電子申請・届出システムを中心とし、住民からの申請をインターネット経由で受け付け、各自治体職員は、あたかもシステムが庁内にあるかの如く利用できるものとなる。また、本システムの実現には、各自治体と共同システムセンターを結ぶためのLGWAN接続（県WAN利用を含む）等のネットワークの整備が必要不可欠である。

共同システムの画面イメージ



共同システムの運営体制について

構築した共同型システムを実際の業務に適合した運用を実現するためには、参加自治体間の意見を取りまとめ、全体としての意思決定を行なうとともに、事務局により共同運営に関わる諸々の事務処理を日々遂行して、システムの共同化を円滑に推し進めていく役割をもつ共同システム運営組織（以降「運営組織」）の設置が必要である。

運営組織の業務は、実際のシステム設計、構築、運用は民間事業者に委託し実施していくが、システム化の対象業務抽出や対象業務範囲の検討、業務フローの標準化、法令の改正等、行政サービスの基本に関わる事項は、自治体からの派遣職員等を中心に、事務局で案を策定していくことが基本となる。

このため、運営組織には参加自治体への企画調整機能とサービス窓口機能、さらには民間事業者の監督機能を持ち、行政サービスの質を確保できることが必要であり、参加自治体等から自治体業務を熟知した人材の派遣が必要となる。

また、参加する自治体数が多ければ多いほど、効率化が進む一方、

業務の標準化に関わる困難さは増大するため、強力な拘束力（途中脱退の抑止）、指導力（業務の標準化の推進）を発揮できる運営を行う必要がある。

以上を踏まえ、運営組織として、どのような形態が相応しいかについてメリット、デメリットの分析を検討した。

現段階においては参加自治体の見極めが必要なこと、組織設立までの時間が限られていること、市町村合併の動向を見定める必要があることなどから、当面は法定協議会を立ち上げ、初期運用を進めることとし、今後、本事業の採算性等を検証しサービス拡大の状況等により、必要があれば組織の見直しを図っていくことになった。

その他、候補として、①「代表自治体案」②「既存組織活用案」③「一部事務組合・広域連合案」④「任意協議会案」などが挙げられた、また、「民間ASP活用案」についても検討を行ったが、様々な問題点の指摘があり、候補から外された。

よって、研究会においては、サービス内容の決定など主導権はあ

くまでも自治体側が握ったうえで、最大限民力を活用し、コスト低減を図るアウトソーシングの方法を模索する方向性を確認した上で、今後設置される共同運営組織事務局に更なる検討を託すこととした。

研究会においては、民間事業者にアウトソーシングを進めていく方向性が確認されたが、運営組織における今後の最重要課題として、民間事業者に委託する範囲を拡大しつつ行政サービスとしての品質水準を確保する、適切な内容のサービスレベルアグリメント（SLA）の作成があげられる。

導入効果と概算費用

電子化の実現により、自治体内部においてはコスト削減効果も生み出せる。電子申請が普及すれば窓口業務縮小による経費・人員削減効果がある。また文書管理システム導入の結果、業務改善によるペーパーレス化や、インターネットを使った電子入札により、談合の防止等が進み財政支出削減効果等が実証されてきている。これによって自治体での行財政改革に直接的に資することも十分に考えられる。

本共同システムの設置場所についてはセキュリティ、耐火、耐震、ロケーション（防災地区）等、庁舎等にサーバー類を設置した場合に想定される様々な課題に対応する必要がある。このため、データセンターを活用する方向で検討を進め、当面、民間の施設を利用する方向を確認した。但し、今後、行政データセンター構築については今後設置される運営組織において、サービス拡大計画を策定していくことに併せて、地域振興策と絡めたデータセンター戦略を検討していくこととなった。

電子自治体の実現には各自治体が単独で情報インフラを整備する方法から、複数の自治体が共同で利用する方法が主流になりつつある。共同利用にした方が低コストでのシステムの構築・運用を行なうことができるからである（研究会の試算では二十分の一）。そのため総務省でも共同利用による電子化を推奨している。更に、共同化を契機に自治体の業務の見直しが行なわれることによって、行政改革・業務効率化の促進も期待さ

市町村+県の
年度別費用総額
(百万円)

15年度	662
16年度	582
17年度	684
18年度	638
19年度	638
平均	640.8

れている。各自治体が単独でシステムを導入した場合は、全市町村向けのシステムとあまり変わらない高額の高額費用を単独で負担することになってしまふ。この場合、システムのハードや保守運用条件などを低めに設定することにもなり、サービスの安定性が十分に確保できない恐れもある。

年度毎の概算費用を算出し、それをリース換算し、さらに運用開始から三年間は、追加構築がある前提のため、リース換算の費用は徐々に増えていくが、四年目以降は一定額となる。試算では、県が参加となった場合では、五年間平均の費用は年七千万円の増加に留まっている。共同化した場合、どのような基準でそれぞれの自治体の負担割合を決定していくかは、非常に難しい問題である。全市町村で構築した場合と、半数しか参加しなかった場合を比べても、総額はほとんど変わらないため、是非、全市町村に参加してもらい、最大限のコストメリットを享受で

今後の取組み

きるようにしていくべきである。全市町村に県が参加して共同利用した場合については、県も単独

構築に比べメリットがあると想定されるため、研究会として県の参加を要望していく。



こうした検討の中から初期システムとしては、申請・届出等手続きのオンライン化及びポータル、予約・申込システムを導入していくこととなった。また、共同化意向の強い文書管理システムについては、様々な意見が出されたが、LGMAN經由の文書対応のため「文書保管」機能のみを初期システムに盛り込むこととした。その他、平成十六年度以降には直接的なコスト削減効果のある電子入札システム、電子調達システムを先行し、技術の見定めが必要な統合型地理情報システムは平成十七年度以降順次構築していくこととなった。

電子自治体として、全ての手続きや届出がネットワークを通じて、完結するためにはまだまだいくつもの課題がある。それは、手数料や使用料などの支払、受け取りなどの資金決済の問題、証明書等の種類の電子的な交付の問題、さらには引越しなどの場合における一連の手続きを如何に一括の事務と

して取り扱うかといった、業務間連携の問題などである。これらについても慎重かつ積極的に取り組む必要がある。マルチペイメントネットワークなどにより資金決済に関する問題は解決の道筋が明らかになれつつあり、また業務間連携についても平成十七年度以降具体的な取り組みが進められるようである。

これら全ての取組みは、住民の利便性と安心して暮らすことのできる環境整備を進めるため、住民の満足を第一に考えながら、進めていく必要がある。

さらに、自治体において、これらの電子化の取組みは多くの労力と経費を投じて行うものであり、様々な変革をもたらすものである。こうした中で基本的な認識として

確認しておかなければならない点として、自治体の電子化、情報化は自治体の「中核業務」では無いと言うことである。すなわち、自治体の本来業務とは何かという問

に対しては、電子化、情報化の推進は、住民サービスの高度化や地域の活力増強にあたって、それを合理的かつ効率的に行うための「手段」であり、自治体のコアコンピタンス³ではないと言ふことである。ややもするとこれを勘違いして、主客転倒してしまうことも発生しかねないことから、十分注意する必要がある。

いずれにしろ、こうした電子自治体へ向けた取組みは、地域間の競争を勝ち抜くためのまた生き残るためにどうしても取り組まなくてはならないものであり、今現在、住民からの付託を受け行政執行に携わる我々に突きつけられた課題である。我々が英知を振り絞ってより良い地域社会をつくり、後に続く世代に誇りを持って受け渡す責務が課されている事を肝に銘じて、電子市町村等システム共同化の実現を目指したい。

1.ステークホルダー/自治体のさまざまな活動によって影響を受ける人々あるいは組織のことであり、通常は「利害関係者」と翻訳されている。代表的な利害関係者としては職員、住民、取引先、他関係団体などが挙げられるが、最近では地域社会も含んでいる。

2.BPR(Business Process Reengineering)企業や行政の活動に関する一定の目標を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化すること。たいいてい場合は組織や事業の合理化に伴うため、高度な情報システムが活用される場合が多い。

3.コアコンピタンス(コア・コンピタンス Core Competence)「競争に勝つための、他には真似できない、その組織ならではの強み」のこと。自治体の経営方針を考える際に、市民・住民の視点になって分析設定する。競争が激化する中、競争力を高めるには、中核の業務を見極めて、あるいは育てて、そこに経営資源を集中させる必要がある。

エコパーク構想について

再資源化施設整備の考え方について

特集
2



再資源化システム推進室

清水 豊

14

はじめに

廃棄物は、家庭ごみやオフィスや飲食店から発生する事業系ごみである一般廃棄物と、事業活動に伴って生じる産業廃棄物の二つに区分されており、それぞれ、市町村と排出事業者が処理すべきものとされています。

しかし、全国的な最終処分場の確保難やダイオキシン規制の強化など、廃棄物処理を取り巻く情勢が厳しくなる中で、本県の市町村は人口規模、財政規模が小さく、

また、中小企業が多いという実態もあり、市町村や産業界から、県の積極的な支援について強い要請をいただけてきました。

こうしたことから、人口八十九万人と小規模の本県にあっては、県が、市町村、産業界と共に廃棄物問題の根本的な解決に向け積極

的に取り組んでいくことが必要と考え、平成十二年度から、本県にふさわしいリサイクルシステムの在り方について調査研究を進めてきました。

この結果、昨年十二月に、整備すべき再資源化施設や事業の仕組みについて基本的な考え方を示すと共に、二月には、市町村、産業界と共に事業の具体化に向け、「再資源化施設設置協議会」を設置いたしました。

また、循環型社会の実現に向けたモデルプランとして、再資源化施設を中核としたエコパーク構想を提案いたしました。

以下、再資源化施設を中心に、エコパーク構想の考え方や内容について説明していくこととします。

なぜリサイクルが必要か

ごみ処理の現状と課題

ごみは、毎日の生活や生産活動からどうしても発生してしまうも

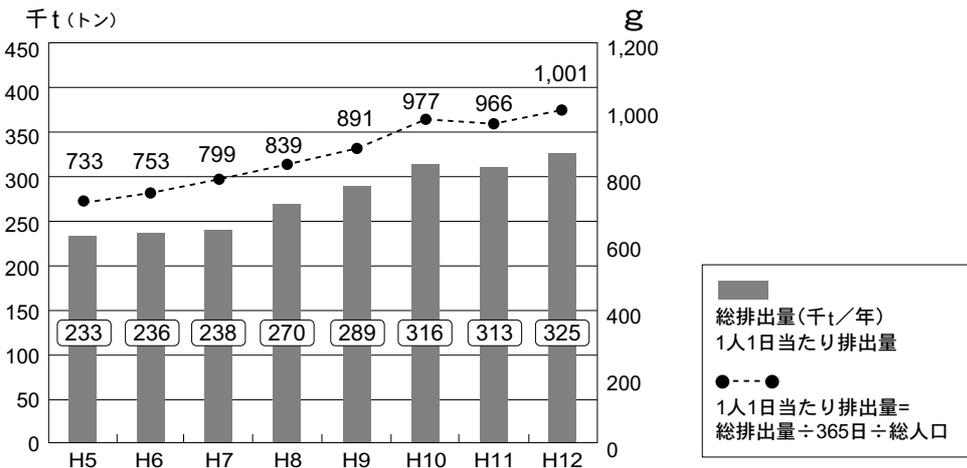
のです。本県のごみの発生状況やその行方、リサイクルの状況などについてご存じでしょうか。

ごみの量は年々増え続け、平成十二年には三十二万五千トンにも



県内のごみの排出量と1人1日当たりの排出量の推移

図1

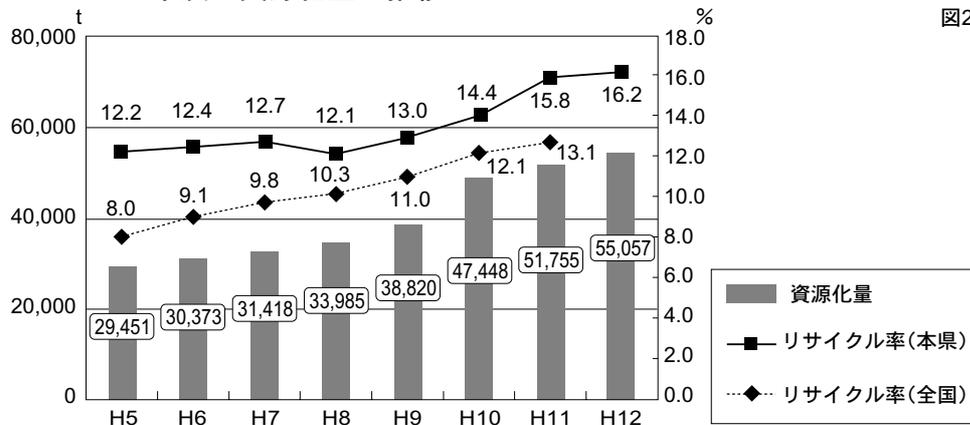


達しています。これは県民一人が一日に約一キロのごみを排出していることとなります(図1)。これに伴い、ごみを処理する経費も増加傾向にあります。

また、十二月から規制が強化されるダイオキシンへの対策なども求められています。現在、県内十

リサイクル率及び資源化量の推移

図2



五箇所で稼働している市町村等の焼却施設のうち五施設は、十一月をもって廃止となりますが、市町村によっては、処理委託先の確保が非常に難しくなっています。

一方、ごみ分別への意識が高まる中で、本県のリサイクル率は、十六%と上昇傾向にあり、全国平

均をわずかに上回っています。まだまだ十分とはいえません(図2)。

また、これまで一般廃棄物の焼却灰をはじめ、本県のごみの多くが、遠く東北や関西方面など県外処分依存しています。しかし、全国的に最終処分場の整備が大変厳しくなる中で、近い将来本県のごみは行き場を失ってしまう深刻な状況下であり、このままでは、私たちの生活や産業活動に多大な影響を与えかねません。

ごみの問題を根本的に解決していくためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会から脱却し、ごみの発生抑制(リデュース)を基本として、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)を積極的に進め、最終処分するごみを最小に止める「循環型社会」の構築を目指していく必要があります。

ます。

国の動向

国においては、平成十二年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、熱回収を含めたリサイクルを推進する骨格が示されました。

さらに、以前から施行されている「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「グリーン購入法」に加え、家屋を解体したもののリサイクルを進める「建設資材リサイクル法」、食品工場やレストランなどの生ごみのリサイクルを進める「食品リサイクル法」などの法整備が進められてきており、市町村や産業界も、これまでのように単にごみを処理するだけでなく、リサイクルに取り組んでいかなければなりません。

再資源化施設整備について

どんな施設を整備するのか

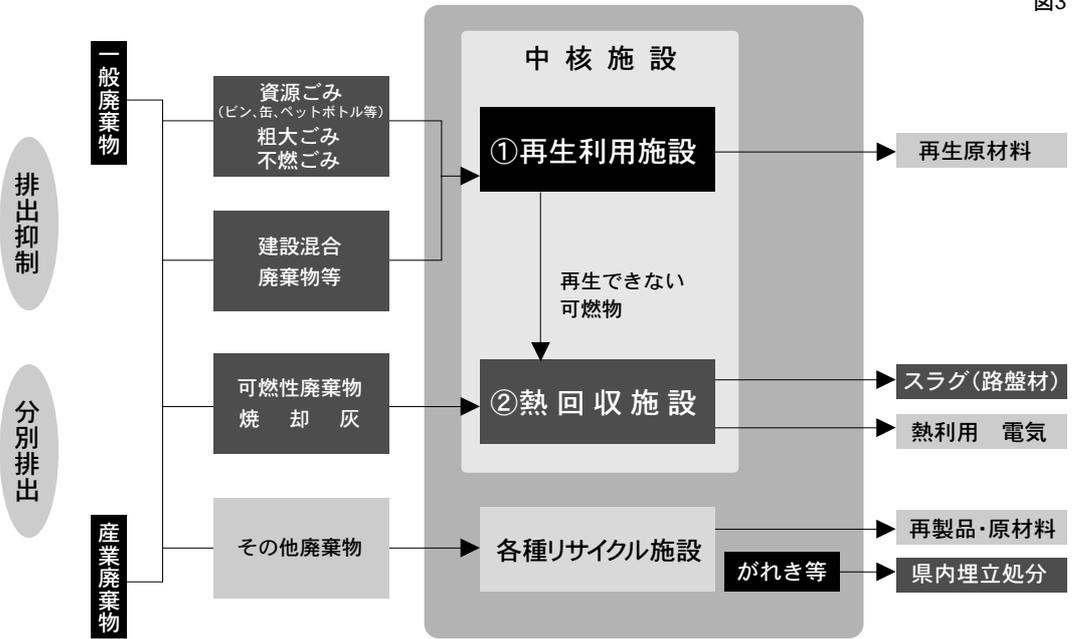
リサイクルを進めるためには、再資源化施設を整備する必要があります。

再資源化施設としては、例えば、

プラスチック等を固形燃料化する施設、生ごみを飼料化する施設、木くずを木炭化する施設などがあります。当面、市町村や産業界が最も困っている部分で、かつ、多額の経費を必要とする「再生利用施設」と「熱回収施設」を中核

再資源化システム

図3



施設として、公共が関与して整備していきます。(図3)
 「再生利用施設」では、資源ごみや粗大ごみなどから鉄やアルミ、プラスチックなどを選別し、再生原材料として出荷します。(図4)

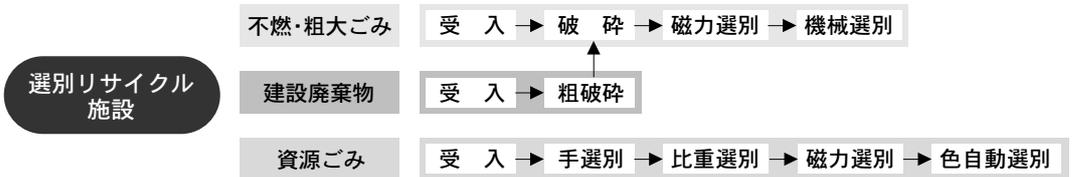
「熱回収施設」では、再生利用が難しい可燃ごみや再生利用施設からの可燃残さをガス化溶融炉で安全に焼却し、得られる熱を回収して電力などに有効に活用していきます。

なお、ガス化溶融炉は、一、三〇〇℃以上の高温でゴミを溶融してしまうもので、次世代型の焼却炉といわれています。ダイオキシンの発生を抑制すると共に、焼却灰が出ず、路盤材などに有効利用

①再生利用施設

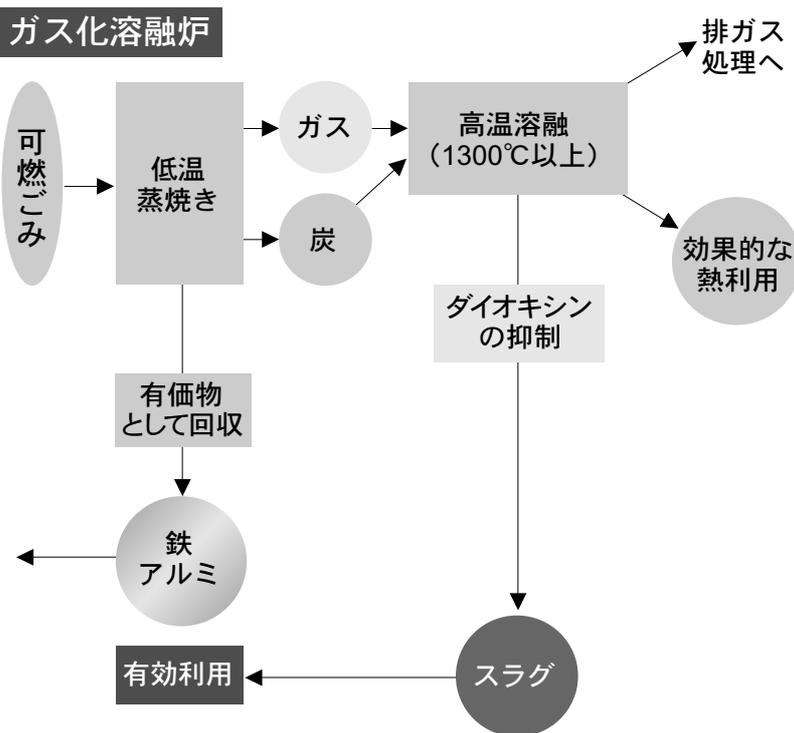
図4

ビン、カン、鉄、アルミなどの選別や不純物除去等を行い、リサイクル工場に出荷します。



②熱回収施設

図5



できるガラス状の溶融スラグにすることができ、最終処分量を最小化することができます。(図5)

どんな廃棄物を
受け入れるのか

廃棄物処理法では、ごみの性状にかかわらず排出源の違いによって処理が区分されていますが、リサイクルを進めるためには、同じ性状のごみは併せて処理する方が合理的です。

このため、受け入れるごみは、一般廃棄物の全てと、一般廃棄物と同様な産業廃棄物（家屋解体物、木くず、廃プラスチックなど）を考えています。

施設整備の方法は

ダイオキシンの対策等ごみ処理の高度化が求められる中で、安全で効率的にリサイクルを進めていくためには、ある程度の規模で施設を整備していく必要があります。

このため、大きな市と同程度の人口規模の本県にあつては、一箇所に集約して施設を整備していくことが望ましいと考えています。

県内の一般廃棄物焼却施設を一箇所に集約した場合、次のようなメリットが考えられます。

①ダイオキシンの削減

施設規模が大きいほど排出基準が厳しくなるため、個別処

理だと三・四g/年の排出量に対し、集約処理〇・一七g/年と、ダイオキシンの発生量を二〇分の一にすることができま

②エネルギー回収

効率性から、一般的には、一〇〇t/日以上 of 施設で発電が可能となるため、個別処理七千万kWh/年に対し、集約処理では一億一千万kWh/年と、発電量は一・六倍になり、この差は、一万二千世帯分の電力に相当します。

③処理コストの削減

建設・維持管理費及び運搬経費を併せた年間経費は、個別処理だと一八〇億円に対し、集約処理では一三〇億円と五〇億円のコスト削減となります。

段階的整備

市町村や広域事務組合の焼却施設は、それぞれ設置時期が異なっており、現在、建設中の施設もあります。このため、ガス化熔融施設については、市町村施設の更新時期に合わせて、段階的に整備していくこととなります。

参加する市町村の数によっても

変動しますが、第1期施設については、次のとおり試算しています。（表1）

第1期施設の概要

表1

	再生利用施設	熱回収施設
ごみ処理能力	400t/日～500t/日	450t/日～550t/日
ごみ受入量	250t/日～350t/日	300t/日～400t/日
建設費	30～40億円	150～200億円

事業主体

事業主体としては、PFI方式に準じた第三セクター方式とし、公共と十分な経験と力量を持つ企業が一対一で資本出資した事業会社を設立していくことにしています。

この方式にすることにより、次のようなメリットが考えられます。

①公共が資本金の半分を出資

することで事業化ができ、また、事業会社の運営に積極的に参加することができ、事業期間にわたって安全かつ確実な処理に責任を持つてあたるようになります。

②建設資金には、国庫補助金やプロジェクトファイナンス方式による借入金も充てられます。参加市町村や企業はごみ量に応じた処理料金を支払うことで随時参加できることになるため、事業費の負担の平準化や施設更新に伴う参加時期のずれに、柔軟に対応することができ

ます。

なお、プロジェクトファイナンス方式は、事業関係者間の役割分担の明確化により事業の確実性を担保として融資を受ける資金調達方法であるため、従来型の第三セクターのように、公共による債務保証は不要となります。

③技術力・経験を持つ民間のノウハウを活用し、設計、建設、維持管理まで一貫して行うことにより、処理コストを削減することができます。

市町村の役割と ごみ処理料金

参加市町村は、事業会社と全事業期間にわたる長期委託処理契約を締結し、委託ごみ量に応じて処理料金を事業会社に支払うこととなります。

処理料金は、必要経費を基に適宜料金を改定する原価主義で算定します。施設を集約することによりスケールメリットと併せ、民間のノウハウを活用していくことにより、建設・運営コストの削減が図れるため、現在個別処理している場合と比較して、輸送費を含めても合理的な範囲に収められると考えています。

こうした詳細については、市町村、産業界とともに設置した協議会において、検討していくこととしています。

収集運搬方法

県内一箇所に施設を集約した場合、施設周辺に運搬車輛が集中してしまうことや輸送距離が長くなることにより、輸送コストが増え、てしまうなどの課題があります。

このため、県内各地に中継施設を設け、大型車に積み替えてから、

図6

再資源化施設に搬入する「中継輸送方式」を原則にします(図6)。



エコパークについて

エコパークとは

再資源化施設などの環境産業は、新たなビジネスとして、様々なリサイクル技術やクリーンで安全な施設が開発され、成長してきており、全国各地で環境産業の拠点づくりが進むなど、従来の迷惑施設から、地域の発展に役立つ施設へと転換しつつあります。

しかし、こうした産業としての側面については、一般の方々にとっては、なかなか理解を得難い部分でもあります。

そこで、現実に再資源化施設が、地域の発展に資することを、地域の皆様に御理解いただけるよう、モデルプランとして提案したのが、エコパークの考え方です。(図7) 再資源化施設と併せて、例えば、

- 熱や温水を利用した保養・レクリエーション施設
- 温室を利用した花や野菜の栽培、それらの直売所 など
- どの集客施設や産業施設
- 子どもから大人まで、幅広い人々が訪れ、学べる環境学習施設 などを整備し、

さらに、エリア全体については、

緑豊かな公園として整備することにより、多くの人々が集い、憩うことができ、真に地域と共存し、地域の発展に役立つようなエリアにしていきたいと考えています。

このようなエコパークの在り方は、今後、各地から見学者が訪れることも期待され、ビクターズインダストリーという点からも、期待が大きいプロジェクトになると考えています。

エコパークは、環境産業の拠点としてだけではなく、環境情報の発信拠点として、本県の循環型社会を実現するための中核となるエリアを目指していきます。

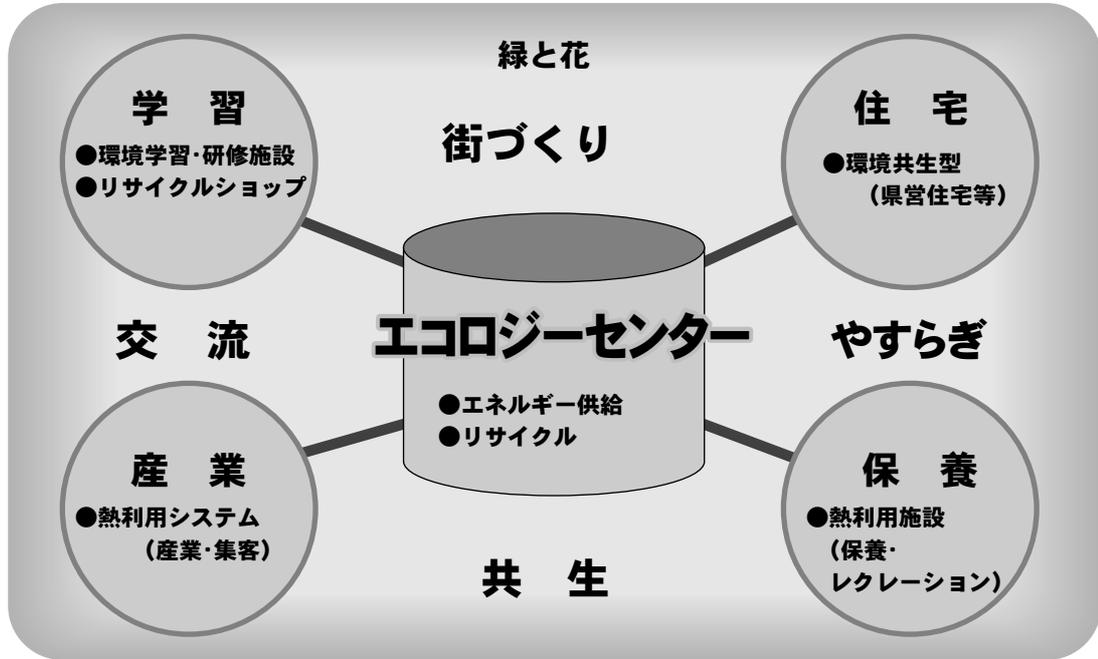
事業用地は

エコパークの事業用地は、

- こうした多面的なエリアとしての整備が可能な面積を一体として確保できること
- 全県から効率的な輸送が可能であること
- 交通アクセスが優れていること

エコパーク概念図

図7



●極力低廉で事業主体が利用できること などの要件を備えていることが必要です。
中道町の「米倉山ニュータウン

おわりに

廃棄物を扱う施設という点、いわゆる迷惑施設としてのイメージから、その必要性は理解しても、身近への建設には抵抗を覚えることも事実です。

しかし、最近の再資源化施設は、安全で衛生的な工場といつていいものになってきており、実際に最新施設を見学したり、安全対策や施設の運営・管理に、一定のルールに沿った情報公開や住民参加を進めていくことで、理解してもらえるものと考えています。

現在、県では、地域の皆様をはじめ、市町村や産業界、学者や県民の代表者の方々にも参加をいただき、再資源化施設の安全性やエコパークの在り方について、客観的に論議するための研究会を設置し、検討をいただいております。

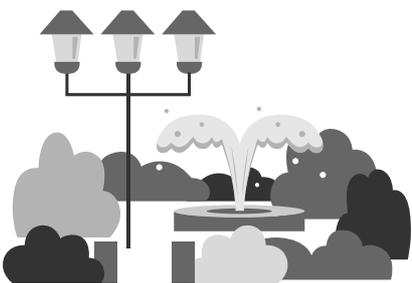
今後、こうした研究の結果を、随時、地域や県民の皆様の説明し、ごみ問題を自らの課題として考える機会にさせていただきたいと考えています。

造成地」は、こうした条件を備えていることから、エコパークの用地として提案させていただいていきます。

ごみ問題を根本的に解決していくためには、再資源化施設を整備し、リサイクルを推進するとともに、何よりもごみを出さない努力をしていくことが必要です。

このためには、市町村や産業界をはじめ、県民一人一人がそれぞれごみ問題について真剣に考え、取り組んでいかななくてはなりません。

県では、エコパーク整備と併せ、ごみの減量化や効率的な分別について皆さんと一緒に取り組み、循環型社会を構築していきたいと考えています。



竜王町地域通貨“ドラゴン”

町を元気にするコミュニケーション・ツール

特集
3



竜王町 産業課

内藤 光二

20

はじめに

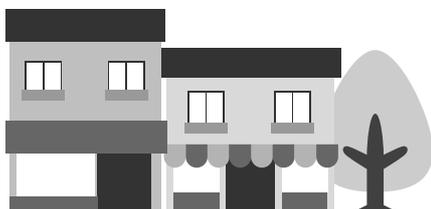
竜王町は、人口四〇、七四二人、面積一二・八〇km²、甲府盆地のほぼ中央に位置し、南に富士山、北に八ヶ岳、西に南アルプス連峰を望む景観と、水量豊かな釜無川（富士川）、武田信玄公によって完成された四〇〇年以上の歴史を刻む歴史的文化遺産である「信玄堤」など、素晴らしい自然環境に恵まれており、東西に三、四三〇m、南北に四、八三〇m、町全体が北西部から南東部へと穏やかに傾斜する平坦な土地となっております。

都心から約一時間三十分のところにあり、県都甲府市に隣接し、中心部まで車で十五分という環境的好条件を備えていることから、昭和三十一年の町制施行以来、急速な人口増加を呈しており、今や山梨県下でも三番目の人口を有する自治体となっております。

本町では、平成十七年度を目標年次とする「竜王町新総合計画 for you」を平成八年三月に策定し、この計画の将来像である「住みよさが実感できるまち・竜王」の実現を目指して、まちづくりを推進しております。

しかし、この間に町民の価値観や日常生活における行動の多様化、価値化が大きく進展するとともに、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展など社会情勢の変化や、環境問題への対応、地方分権の進展などといった新たな行政課題への取り組みが求められるようになりました。

こうした状況の中で、本町では、町民と行政のパートナーシップによる協働型のまちづくりを推進するツール（道具）として、地域通貨に着目し、そのもたらす効果等を調査研究するため、本年度から三年間の地域通貨調査研究事業を町商工会と連携してスタートしました。



竜王町の地域通貨“ドラゴン”



▲自転車のパンク修理をドラゴンで



(裏面)

地域通貨“ドラゴン”とは

地域通貨とは、円やドルなどの法定通貨と違い、一定の限られた地域で流通することを目的に発行され、さまざまなサービスの交換手段として利用されるもので、すでに日本全国では一〇〇以上の地域、全世界では約三、〇〇〇もの地域で導入されており、「エコマネー」、「ローカルマネー」とも呼ばれております。また、通貨という名称を使っていますが、円との換金性は持たず、貯めても利子が付かない特長があります。通貨のスタイルも紙券、通帳、コイン、ICカード等のさまざまな種類で発行されています。

「k(けえー)」、「元気」が十月から導入されております。

本町で地域通貨を導入する目的は、商店街をはじめとする地域経済活性化と地域コミュニティ活性化の二本柱の目的を掲げております。長引く不況による経済の低迷、都市化の進展によるコミュニティの欠如など、さまざまな地域の課題を解決するツール(道具)として、地域通貨の果たす役割が期待されます。

本町の地域通貨は、山梨県で二番目の地域通貨として、通貨の名称も町名にちなんで「ドラゴン」と名付けられました。

地域通貨は、運営主体や導入目的によってさまざまな形態で運営されるもので、定型スタイルがありません。これは、それぞれの地域が抱える課題が多様多様であるため、その地域にあった地域通貨を流通させることが求められることによります。

山梨県内でも二年前から北巨摩郡高根町を中心とする住民グループによって「八ヶ岳大福帳」が運営されており、甲府市の中心市街地活性化対策としても甲府マネー

五月に運営事務局である「地域通貨研究会」を商工会内に設置し、議会、教育、福祉、自治会、商工会、行政関係者から組織された運営アドバイザー、町民有志による運営サポーターの体制で運営されております。六月から参加登録者、代金の一部としてドラゴンが使える協力店を募集するとともに、町内の自治会、小学校、各種団体を対象に「出前講座」を開催し、七月一日から六ヶ月間の第一次流通実験をスタートしております。

地域通貨ドラゴンの仕組み

通貨のタイプは、五〇〇、一〇〇、五〇、一〇ドラゴンの四種類の紙券タイプを発行しています。

ドラゴンの単位は、一ドラゴン

一円の目安、一時間のサービス

一、〇〇〇ドラゴンの基準として

おりますが、参加者同士で話し

合つて自由に決めることもできま

す。参加資格は、竜王町内の在住

者、通勤者、通学者であれば、だ

れでも参加することができ、参加

費用は、一切かかりません。

参加者は、自分が提供できるサ

ービス、提供して欲しいサービスを

をそれぞれ一つずつ登録書へ記入

し、研究会事務局へ提出します。

事務局では、サービス登録後、

一人三、〇〇〇ドラゴンとサービ

スリストを参加者へ送付します。

参加者は、サービスリストから

提供者と直接連絡を取ってサービ

スの依頼をします。事務局では、

参加者同士のサービスの仲介（コ

ーディネット）もします。町内の

自治会やボランティア団体等の要

請により、ボランティア活動への

参加者へドラゴンを配布すること

も可能です。

また、商工会員を対象に地域通

貨を使える店（協力店）を募集し
ております。

協力店は、代金の一部として地

域通貨ドラゴンが

使用できるサービ

スを価格の10%以

内、一人一回三〇

〇ドラゴンを限度

としてそれぞれ提

供してもらいます。

商店が地域通貨を

導入するメリット

としては、顧客（リ

ピーター）の確保、

地域内購買力の増

加、商店のイメー

ジアップ等が挙げ

られます。

本町の小売商業

を取り巻く環境は、

消費者ニーズの多

様化、個性化とと

もに周辺部の大型

店進出による商業

集積の展開など、

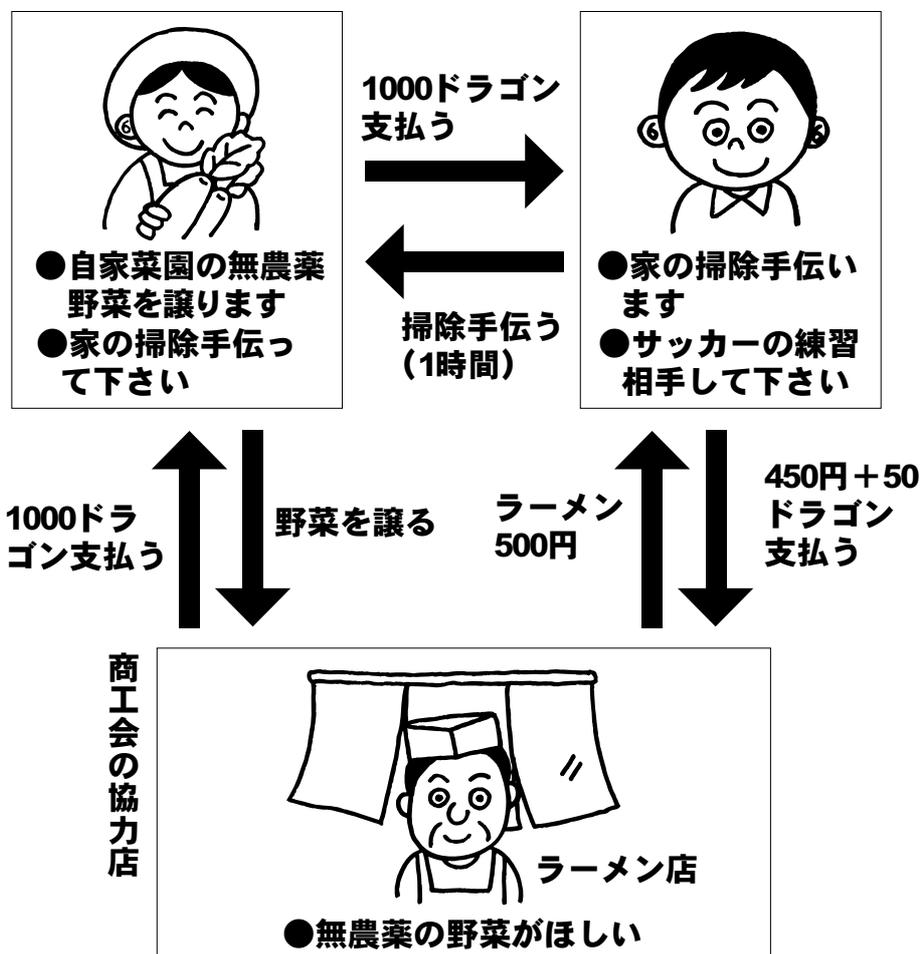
商業環境の大きな

変化に加え、昨今

の厳しい経済情勢

による個人消費の

ドラゴンの仕組み



冷え込み等、かつてない厳しい経営環境下に置かれております。地域通貨ドラゴンは、このような課題克服のため、魅力ある商店街づくりツールとしても期待されます。さらに、ボランティア活動で地域通貨ドラゴンを活用することに

よって、従来のボランティア活動が、サービスを提供する人が一方通行であるのに対して、お互いにサービスのやりとりが行われる双方向性による新しいボランティアの形が生まれる可能性があります。

合言葉は「ドラッチェ！」

地域通貨ドラゴンには、もう一つユニークな特徴があります。参加者同士がドラゴン券をやり取りする時に、感謝の気持ちをこめて「ドラッチェ」と言いながら握手をして、相手に渡す決まりがあります。地域通貨「ドラゴン」とイタリア語の「グランチェ（ありがたいの意）」を掛け合わせた造語です。楽しみながらドラゴンを使うために、参加者同士で決めた遊び心いっぱいのお言葉です。

このように、地域通貨ドラゴンは、竜王町に埋もれている資源（人・もの・サービス等）を竜王町の人々が、それぞれの信頼に基づいて交換し合い、循環させることにより再生して、地域経済や地域コミュニティの活性化を実現していく新しい試みであり、町民と行政によるコラボレーション（共同作業）による新しいまちづくりのツールとして、各分野での活用が期待できる素材であります。

現在の参加登録状況は、一般参加登録者二二〇名、協力店四十店、ボランティア団体十三団体と、まだまだ少ない参加状況であります。九月には、参加者同士の交流

を深めるため、遊休品をドラゴンでやり取りする「ドラゴン縁日」を開催したり、十月十三、十四日に赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）で開催された、竜王町の新しいイベント「ドラゴンフェスタ」で地域通貨PRブースを出店するなど、着実に参加者を増やしております。さらに、十月末には、専用の地域通貨ホームページを立ち上げ、インターネット上にさまざまな地域通貨情報を提供して内容を充実させていく計画であります。

第一次流通実験終了後（十二月末）は、参加者アンケートを実施し、各問題点を修正して、平成十五年度の第二次流通実験へ繋げていく予定です。

この事業は、商工会と三年間かけ、第三次流通実験まで調査研究していく事業であります。三年間の流通実験後は、ボランティア、NPO等による町民の自主運営組織へスムーズに移行できるように取り組んで参ります。



▲ドラゴンフェスタでのPRブース(10月13・14日)

- ドラゴンは、人と環境にやさしいお金です。
- ドラゴンは、円では買えないものが買えるお金です。
- ドラゴンは、人と人のつながりを大切にするお金です。
- ドラゴンは、みんなが幸せになるお金です。

市町村合併をともに考える

24

全国リレーシンポジウム2002 in 山梨

市町村課 合併・広域行政推進担当

「わたしたちの新しい『まち』
今、キックオフ」と題し、平成十四年七月十三日(土)、都留市うぐいすホールにおいて、県民の市町村合併への関心の高さから約八〇〇人の参加を得て開催しました。

このシンポジウムは、総務省の市町村合併推進事業の一環として、全国各都道府県で総務省、都道府県、地方新聞社等が主催者となり、山梨県は、今年全国では埼玉県に次ぐ、二番目の開催となりました。

当日は、主催者を代表して、横内政府市町村合併支援本部本部長・法務副大臣、天野山梨県知事、野口山梨日日新聞社・山梨放送社長が、「今こそ百年の大計を決める時」「行政サービスの維持・向上のため合併が急務」「今年は正念場の年」とあいさつが行われ、その後、富田山梨県出納長が、県内各地域ごとの市町村合併の現況について報告しました。

第一回目の総務省作成の啓発ビデオ上演の後、平成十三年十一月

十五日に市町村合併を実際に体験された岩手県大船渡市の甘竹市長が、合併するにあたって苦労した事や合併して良かった事等についての合併報告を行いました。実例も数多く、身振り手振りで分かりやすい内容の話ということで会場も大いに盛り上がり、大きな拍手が起こりました。

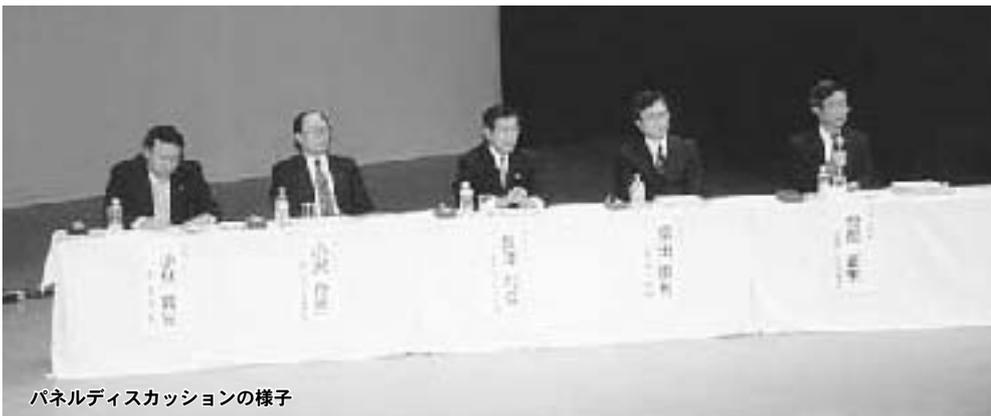
第二回目の総務省作成啓発ビデオの上演の後、「描き始めたわたしたちの新しい『まち』」をテーマにパネルディスカッションが行われました。コーディネイターは、森本山梨日日新聞社論説委員長にお願いし、小林都留市長、小沢南部町・富沢町合併協議会会長(南部町長)、長沢山梨経済同友会代表幹事(はくばく代表取締役社長)、現況報告に続き富田山梨県出納長、高部総務省大臣官房審議官の五人のパネリストに御意見をお伺いしました。

小林都留市長からは、これからの市町村の役割や合併を含めた今後の都留市のまちづくりの方向性

について、合併は究極の行政改革であり、行政効率化のきっかけとなる。また、合併するには未来像の共有が重要であると意見を頂きました。

小沢南部町・富沢町合併協議会会長からは、合併協議会の現状や合併への意気込み、他市町村へのメッセージとして、任意協議会の発足から一年五ヶ月という短期間で合併となるが、それは決して短い期間ではない。やる気の問題であり、合併を百年に一度の町民に幸せをもたらすチャンスと考え、自信を持って町民と話し合いを進めた結果であると激励を頂きました。

長沢山梨経済同友会代表幹事からは、経済人として合併に望むことや今後のまちづくりについて、日本経済再生のために市町村合併が極めて重要と認識しており、合併は手段である。まちづくりの基礎は、人づくりであり、人に関するソフト面での強化が必要と提言を頂きました。



パネルディスカッションの様子

(合併コーナー)



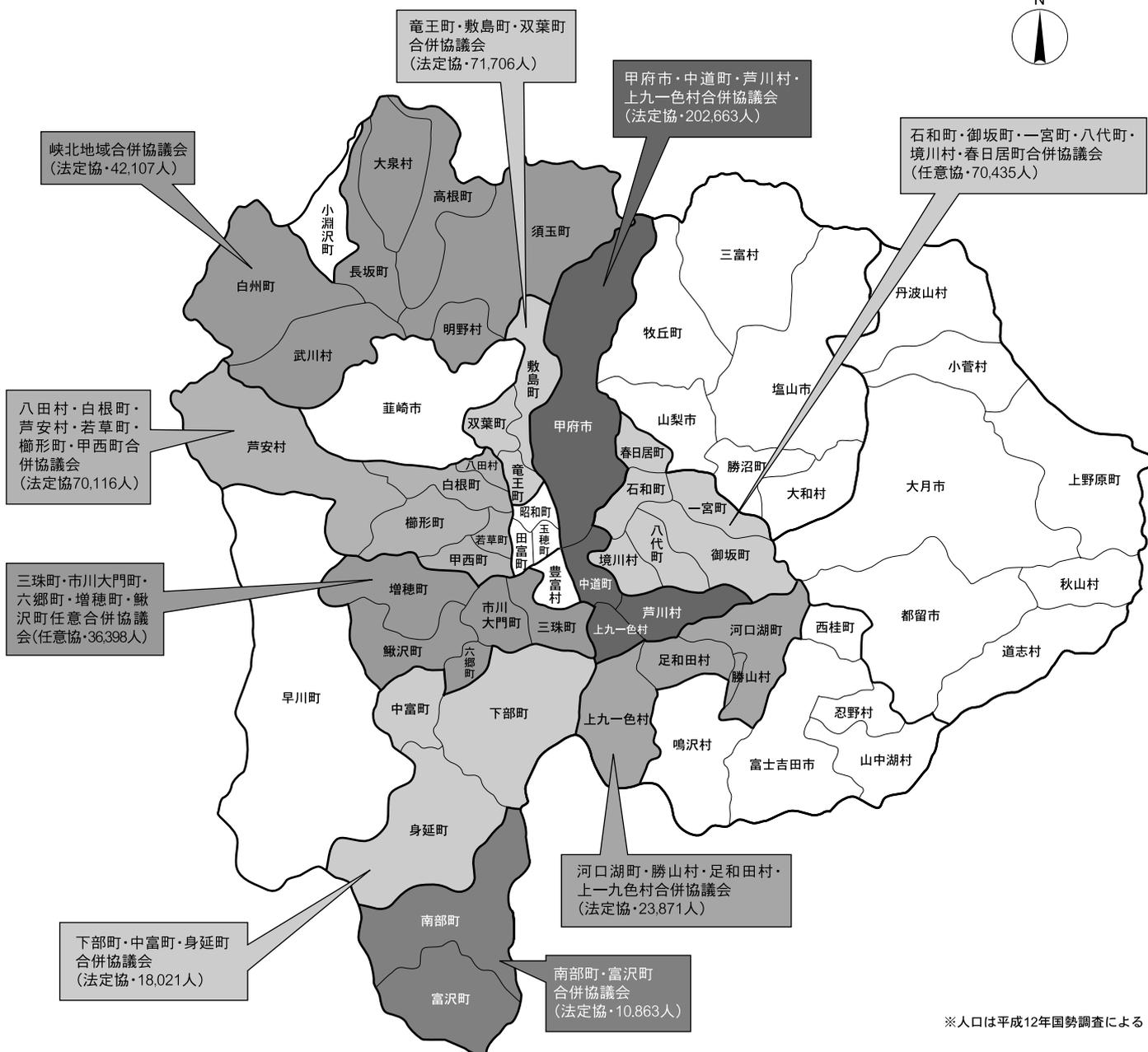
シンポジウムの様子

富田山梨県出納長からは、県内の合併の動きや県の支援策について、任意から法定協議会への移行や任意協議会の立ち上げが続き、気運の高まりを感じる。県内全域に協議会設置を願う。合併重点支援地域の指定とともに合併協議会に対し、活動経費の助成や職員派遣を行い、県独自の合併特例交付金も交付すると説明がありました。

高部総務省大臣官房審議官からは、国は考え得る限りの支援策を講じている。現在置かれている状況、今後を考えての在り方を議論し決断して欲しいと意見を頂きました。

山梨県内の合併協議会の設置状況

平成14年10月15日現在



※人口は平成12年国勢調査による

Fight がんばっています!!

農村振興課 土屋雅光(高根町)

今年の4月から農村振興課にお世話になっています。「農業と観光の町」高根町から職員交流として県庁に派遣され、前半年が経過しました。当初は、仕事や環境の変化に戸惑ってばかり…まだ半人前ですが、周囲の方々にご指導をいただきながら頑張っています。



私は、農村振興課で主に都市農村交流の仕事をしています。特に最近、テレビや新聞などでも「田舎暮らし」をテーマにした企画が数多く取り上げられており（DASH村など）、都市住民の農村に対する関心の高さを物語っています。我が山梨県には、田舎の資源を活用した地域づくりを進める「やまなし・農村休暇邑」があります。この協会には現在県内の24町村が加入し、その地域に合った趣向を凝らした取り組みを進めています。このような仕事を通じて感じたことは、まず私たちの住む地域に誇りを持ち、「好き」になることが第一歩だということ。現在は、町の職員として自分が今まで考えも及ばなかった広域的で刺激的な仕事に喜びを感じながら過ごしています。また、市町村合併が取り沙汰されているこの時期に県庁にお世話になることも、私にとっては視野を広げる良いチャンスだと考えています。残すところ1年半ほどになりましたが（もう4分の1以上が終わってしまいました…）、これからも多くの出会いを大切にしていきたいと思っています。

この機会を与えてくださった役場のみなさん、また温かく迎えてくれた県庁のみなさんに感謝しつつ、限られた貴重な時間を頑張っていこうと思います。

富士吉田市 丸山好彦(富士北麓・東部地域振興局)

現在私は、富士吉田市企画課において、市の第4次総合計画に基づく前期実施計画の進行管理を担当しています。そこでは保健福祉に関する事業の見直しを行っており、目的・効果等を踏まえた事業の調整を図るべく鋭意取り組んでいます。また市職員の一人として、富士登山競走・市民夏祭りなど市の主催する行事の運営にも取り組んでいます。さらに本年6月に開催されたFIFAワールドカップにおいて、富士吉田市・河口湖町はカメルーンナショナルチームのキャンプを受け入れました。そこでは実行委員会の一員として選手・役員への輸送に関する業務を担当しました。チームは残念ながら予選敗退でしたが、一生ものの思い出を作ることができました。



このような貴重な経験をすることができたのは、言うまでもなく県と市町村との人事交流のおかげです。この機会を与えてくださった関係者の皆様に感謝申し上げます。今後とも交流の成果を十分得られるよう職務に勤しんで参りたいと思います。

県と市町村また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、県から市町村へ、市町村から県へそれぞれ派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

みどり自然課 渡辺 恵(河口湖町)

4月より河口湖町役場からみどり自然課・富士山保全担当に出向となり、半年が経ちました。河口湖町に住んでいながら携わることのなかった富士山に触れ、富士山のあらゆる側面を勉強する日々です。富士山保全担当が、「富士山ボランティアセンター」の職員として、富士の麓にある山梨県立富士ビジターセンター内において富士山保全関連の仕事をしています。その一人が私です。週のほとんどをそちらで過ごすため県庁勤務は週に一度だけですがみどり自然課の職員の方々はとても親切で、この課で良かったといつも思います。



登頂を果たし、富士山に通じる様々な登山道や林道を歩き、かなり体力もついたと同時に富士山の環境面で抱える問題を目の当たりにしています。その問題を解決するには富士山に隣接する市町村の協力が不可欠だと思いました。富士山の環境保全のため職員の方々と共にもっと頑張りたいと思います。

また、富士山ボランティアセンターのホームページもご覧ください

都市計画課 佐野哲也(河口湖町)

本年4月より河口湖町から都市計画課へ派遣され、早いもので半年が過ぎました。

車で御坂峠を越える1時間以上の通勤時間や、県庁という職場にもしだいに慣れ、仕事も普段の生活にもようやく多少のゆとりが出てきました。

仕事の方は、都市計画という私にとって全く未知の業務の中で知るべきことの多さや仕事への考え方、処理方法の違いに戸惑いの毎日であり、都市計画課の方々、また周囲の方々に日々ご指導いただきながら勤務しております。



現在、都市計画課では都市公園の担当をしており、この業務の中で都市公園に関する多くのことを学んでいます。これまで公園といいますが子供が遊ぶところなどというイメージがありましたが、県が行っている大規模公園事業のことなどを知り、公園に対する認識が一変しました。また、このような県で行っている事業の中には、町では経験できない様々なことがあり、これら経験を町に帰って、町民また町づくりのために役立てていきたいと思っています。

あと半年と限られた任期ですが、県で経験した貴重な体験を、これからの業務中で十分に活かせるよう頑張っていきたいと思っています。

情報政策課 丸山利彦(甲府市)

今年の4月より甲府市から人事交流で情報政策課にお世話になっております。早いもので7ヶ月が経ちましたが、年度当初の慌ただしく戸惑いの多い日々に比べると大分落ち着き職場にも慣れてきたように思います。また、課の皆様には日頃から何かとお世話になりながら勤務しております。



情報政策課では、行政情報担当にて一人一台パソコンに関係した仕事をしております。県庁にきて驚いたことは、ネットワークの大きさやパソコン台数の多さに驚きました。そして、グループウェアを上手に日常業務に取り入れ、仕事を進めている所などに衝撃を感じました。こちらで毎日経験する事が勉強になり貴重な経験をさせていただいております。今後、市に戻ってから役に立つ事は間違いないと思います。そして、2年間と限られた期間ですが仕事を通して数多くの県職員の方々との交流を深めて参りたいと思います。

森林環境総務課 白須 圭(富士吉田市)

吉田の短い夏に比べ、覚悟こそしていましたが、今年の盆地は例年のない猛暑、それも気温が体温を越すような日々が続いたおかげで、いまだに夏バテ気味。



4年の税務経験から、一転して環境担当への配属。文字通り右も左も分からずに、周囲の方々の足をずるずると引っ張りながら、みなさまの温かいご指導に何とか支えていただいております。知ってるつもり「わがまち」も、内側からではなく、山梨県全体として眺めてみれば、不思議と異なった景色が現れてくるもので、新たな発見もしばしば。

耐震工事を終えた本館8階から俯瞰する甲府の街は、めっきり秋めいて、つくづく時の経つのが早いことに驚かされます。2年の限られた期間ですが、ここでしかできない貴重な経験と交流を重ねられればと思います。

御坂を越える帰り道、車窓から眺める果樹を横目に、来年の夏は涼しければ良いなど、実は願っているのですが…。

高根町 田村 努(峡北地域振興局)

皆さまご無沙汰をしておりますが、お元気でご活躍のことと存じます。



田村は相変わらず元気です。本年4月から高根町商工観光係にお世話になっております。「清里」という一大観光地が私の現場です。毎日、時には土日、高根町へ、清里へ、通ってます。市町村は、まさに「行政の最前線」です。仕事は突然やってきますし、毎晩宿直が待機しています。災害ともなれば所属の壁を越えて全職員が連携して業務に当たります。

そして、職員だけでなく、住民との緊密な連携がありますからこそ、様々な課題が解決されていきます。この夏は、台風で横なぐりの雨が降る中、減反の確認に田んぼを一枚一枚見て歩きました。住民の方も一緒です。そういった現場で見聞きする情報は、行政にとって本当に貴重なものです。県にいるから見えること、市町村にいるから見えること、この両方を経験できることに感謝しています。

最後になりましたが、高根町職員の皆さまには(昼も、夜も、)本当にお世話になっております。今後ともよろしくお願ひいたしま

甲府市 窪川 修(峡中地域振興局)

甲府市情報管理課に派遣になってから、早いもので半年が過ぎました。今までに行ってきた仕事との違いや、個性的な職員が多いためか環境の変化に戸惑いましたが、諸先輩方のご指導をいただきながら徐々に慣れてきております。現在、私は、「電子市役所」の構築・地域情報化の推進業務に携わっております。今まで、新聞やニュース等で目に触れることはあり多少は分かっていたつもりでしたが、実際自ら携わってみますと、難しい仕事であると同時にやりがいのある仕事であると実感しました。特に甲府は県内の他の市町村からも動向が注目されていますので、自分自身も日々勉強の毎日です。



また、市の総合防災訓練や甲府ウィークの手伝いもさせてもらいました。今後も県では体験できない事を経験していくことになると思いますが、後の仕事につながるように頑張っていきたいです。

また、限られた期間の中で仕事のみならず市の職員の方々との交流を深めていきたいと思っています。

都市計画課 金畑忠彦(大月市)



昨年の4月より大月市から派遣され都市計画課にお世話になっております。早いもので1年と7ヶ月が過ぎました。電車に揺られること1時間という通勤も体にしみこんできたところであります。経験としては1年と7ヶ月は経ってはおりますが、県の組織の大きさや環境の違いなどに戸惑うことがいまだに多く、課の皆様のご指導をいただきながら勤務しております。

都市計画課では、まちづくりの企画及び市町村都市

計画に関する指導をという仕事を行っており、市では経験したことのないことばかりで大変に貴重な経験をさせていただいております。残り約5ヶ月という期間の中で自分の行っていることはもちろん、他のいろいろなことも学び吸収して、市へ帰りその経験を活かし、市民の方々のために役立てていきたいと思っています。これからがんばります。

苦言



毎日新聞甲府支局 夫 彰子

この四月に県政担当に移る直前、当時まだ事件担当だった私に、ある警察官が例え話をしてくれました。「僕たちと記者は、線路のレールみたいなもの。同じ目的に向かって仕事をしているけれど、ずっと平行で交わることはない。ただ、二本のレールに渡した枕木みたいに、信頼関係を築くことは出来る」

取材する側とされる側の「目的」「平行」「信頼関係」。県政に場を移して半年余りが過ぎた今も、この時の話はよく思い出されます。短期間ながら、ごみ問題を始め、幾つか県政課題を取材する度に痛感するのが、「県の言い分は、確かに机上のプランとしてはうまく運ぶように出来ているけれど……」ということなのです。

仕事柄、私たちが心がけるのが、出来るだけ「現場」に近づくこと、一つの問題でもとにかく多くの人の見解を聞くこと。それによって、自分なりに何を読者に伝えるべきかを考え、文字に落とししていきます。

私たちにとつての読者は、裏返せば、県や市町村が日々向かい合

つてる県民です。課題がないか絶えず考え、取材する私たちと、課題の克服を目指して取り組む行政と、立場は平行線と言えます。ただ、より良い方向に向かうようにという目的は、本来共通のものだと思います。

それが、同じ目的に向かっていると実感できないことが、多くあります。

行政側が描く構想の長所については饒舌なのに、現場を取材して感じた疑問をぶつけると、途端に口が貝になる県職員に出食わすことしばしば。時には質問に答えることなく、「報道の仕方が悪いから計画が行き詰まる」とこちらを批判し、話をすり変えられることもあります。

そうした姿を目の当りにすると、厳しい見方をすれば、「机上の計画をアピールしたいだけなのか」「現場の事情をよく知らないのではないか」「長期的、全体的な県民利益より、当面無難に過ぎることを重視しているのではないか」「計画の行く末について誰が責任を負うのか」「行政はPRするだけ、自己批判は一切出来ないのか」

……不信が募る一方です。

私個人としては、「マスコミが県民を代表して」といった大仰な感覚はないものの、「県民一人一人が自分と同じものを見聞きした場合、何を知らたいと思うか」といった思いは、常に脳裡にあります。この「何を知らたいと思うか」に対して、行政への不信がくすぶっている場合、それは報道内容に反映せざるを得ません。

「地方分権」が言われる昨今。地方への財源や業務委譲の問題に目が行きがちですが、分権化が進めば、県や市町村にとつて、県民に負う責任が一層重みを増すはず。職員の一人一人が、現場の状況に精通し、課題を認識したうえで、行政が取り組んでいる事柄に対する将来的な視点を責任を持って言い切れるほどの気概を、見せて欲しいと思います。それは行政とマスコミだけに留まらず、行政と県民全体との信頼関係を築くことにつながるのではないのでしょうか。

公的個人認証制度について

はじめに

住民基本台帳ネットワークシステムが、八月五日稼働し、IT社会に必要な全国共通の本人確認を行うため、住民票情報（氏名、住所、生年月日、性別の四情報と住民票コード及びこれらの付随情報）が行政機関内で利用可能となった。

公的個人認証サービス制度は、国の法案（「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案」）。現在、国会において継続審査中。）によると、個人の印鑑証明制度が住民基本台帳制度を基として行われていると同様に、住民基本台帳ネットワークシステムを基として整備されることとされている。公的個人認証は、現行の印鑑証明と同様社会における個人の

仕組み

本人性の証明手段として文書の真正性等を保証する仕組みとして、IT社会において活用が期待される。特に、IT社会は、グローバルな範囲のネットワークの中で、申請・手続や契約が瞬時にどこからでも行うことができ紙ベースの社会とは比較にならない利便性が得られる一方、本人へのなりすまし、通信途上での改ざんや加工がきわめて容易であり痕跡が残らないことなどから、文書の真正性に対する危険性は大きなものとなる。

そのため、これらの危険から、電子申請や電子手続、電子商取引を安全ならしめるため、電子上の認証の仕組みが制度化されること、どうしても必要となる。

公的個人認証サービス制度の仕組みは、本人確認機関（市町村）と証明書発行・失効情報管理機関（都道府県）とが連携して電子証明書を利用者に提供していくもので、全都道府県・市町村を通信回線（LGWAN総合行政ネットワークの回線利用が有力）で結んだネットワーク上で運営される。

まず、発行は、申請窓口である市町村において利用者が発行申請し、本人確認を受けた上、利用者自身が市町村窓口を設置された「鍵ペア生成装置」により鍵を作成登録し、利用者の住民基本台帳カードにその鍵を格納することにより電子証明書の発行するとともに、都道府県に発行情報を通信回線に

より通知することにより行うこととなる。

次に、利用は、利用者が発行を受けた電子証明書を電子文書に添付し自己が登録した秘密鍵により電子署名した上、自己のパソコン等から行政機関にインターネット上で電子申請を行うこととなる（なお、民間間の電子商取引においては、この公的個人電子証明書を基に民間認証事業者に当該事業者が発行する民間の電子証明書を発行依頼し、これを商取引の文書に添付して行うこととなる。）。この電子申請等を受けた行政機関等は署名の検証を行い、本人からの真正な文書かどうかを確認することとなる。（図1、図2参照）

具体的な市町村における業務としては、住民窓口を所管する住民課等において、①電子証明書の発行事務（申請書の受理↓本人確認↓作成符号（鍵）の受領↓申請内容の知事への通知↓申請者への発行通知↓発行）②電子証明書の失

効事務（失効申請書の受理↓本人確認↓失効の知事への通知）③失効・漏洩の届出の受付事務（届出↓本人確認↓届出内容の知事への通知）④事務の実施への苦情の処理事務が行われることとなる。

おわりに

整備スケジュールは、国によると十四年度中に法案を成立させ制度の整備を図るなかで、実証実験を行い、電子証明書の格納媒体となる「住民基本台帳カード」の交付（平成十五年八月を予定）をまつて、平成十五年度中に運用開始を行うことを予定しているとして

いるが、現状、個人情報保護法案の成立の見込みが立っており、この法案を含めた電子政府・電子自治体関連三法案についても成立の見込みが立っている状況であるが、今後のIT社会の基盤となるものであり、速やかな成立を期待したい。



地方公共団体による公的個人認証サービスの流れ

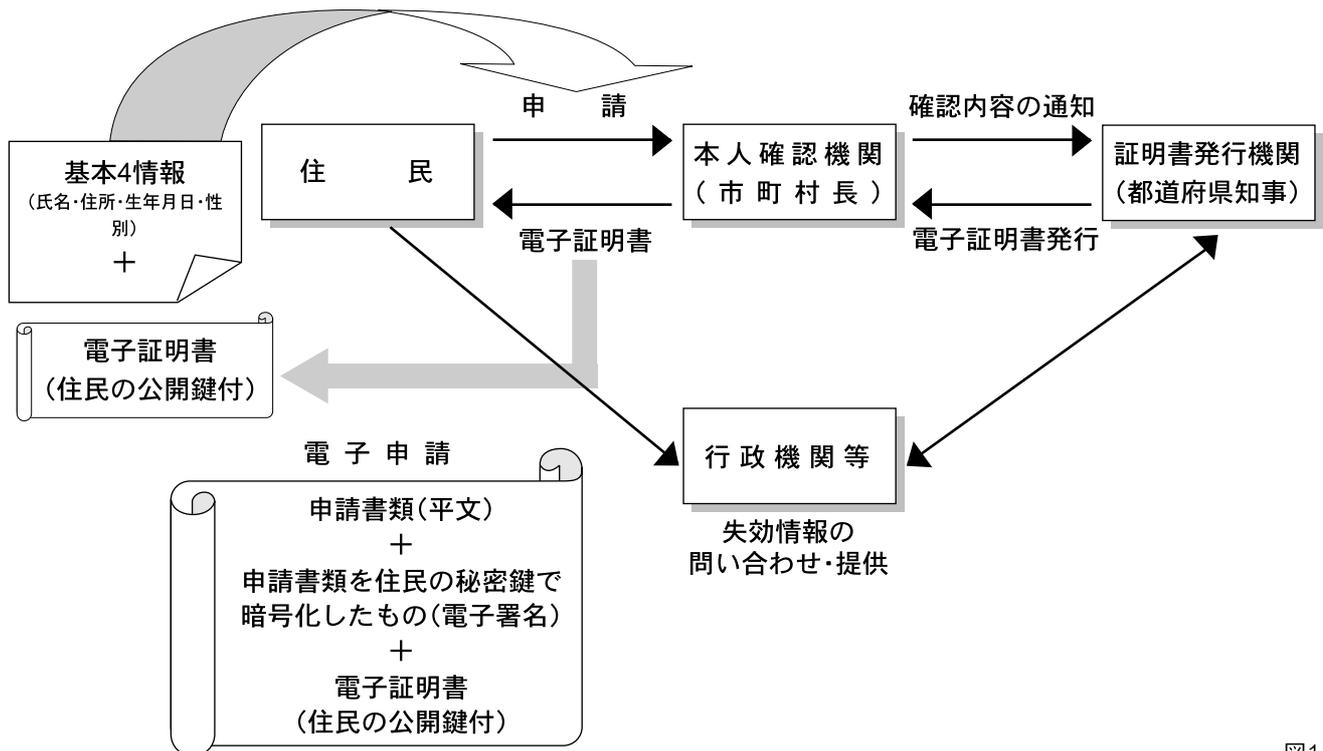
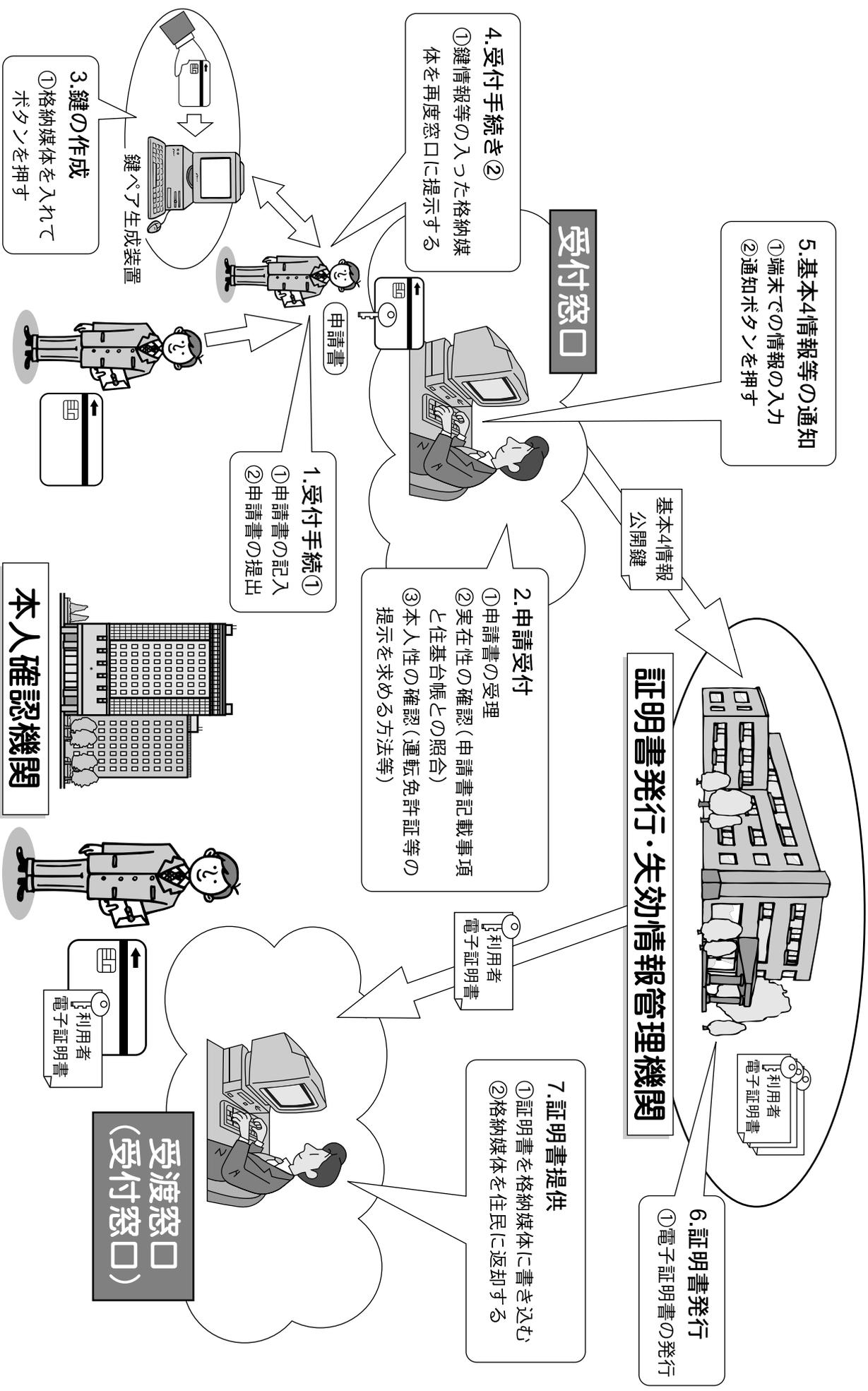


図1

公的個人認証サービス制度における証明書の申請・発行手続概要イメージ



電子証明書の発行申請を行い本人確認機関(市町村役場等)へ出向く

お答え します



自治

Q & A

Q 平成十四年度から地域活性化事業債が新たに創設されましたが、この事業債の概要を教えてください。また、地域の活性化のため集客を高めるような施設も対象となるのか教えてください。

A これまで、自主的・主体的に個性的で魅力あふれる地域づくりを推進する事業に対して、

地域総合整備事業債（いわゆる地総債）で支援して参りましたが、いわゆる箱物といわれる施設が多く、制度の趣旨であった広域的な調整が充分なされない施設も見られたこと等から、「今後の経済財政運営及び社会経済の構造改革に関する基本方針」に示された、いわゆる重点7分野など真に必要な分野の主として、基盤整備事業を

対象とする地域活性化事業債が平成十四年度から創設されました。

具体的事業としては、低公害車導入、太陽光発電施設整備、景観保全施設の整備等を対象とする「循環型社会形成事業」、公共施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインによるまちづくり事業や子育てセンター等を対象とする「少子・高齢化対策事業」、農林水産物の加工場、集出荷場や地域文化財等の活用事業等を対象とする「地域資源活用促進事業」、電線類地中化や自転車駐車場等の整備事業、

街並み整備事業を対象とする「都市再生事業」、公共施設のネットワーク整備やCATV等を対象とする「地域情報通信基盤整備事業」の五つのメニューが設けられています。

この事業債の財政措置は、充当率が七十五%、その元利償還金に対する交付税措置は三十%となっています。

また、ユニバーサルデザインによるまちづくりや地域公共ネットワークの整備事業等特に推進すべき事業にあつては、さらに財源対策債十五%を充当し、この財源対策債の交付税措置が五十%とされています。

なお、留意点として、一般住民を対象とする集会施設、文化ホール、スポーツ・レクリエーション施設、休養施設、販売施設などの

いわゆる箱物施設の整備は対象外となります。

さらに、庁舎等の公用施設、収益性がある施設、主として料金収入等により運営することが適当である施設、民間施設と競合すると認められる宿泊施設や健康増進施設などは対象外とされています。

質問の地域の活性化のため集客を高めるような施設が対象となるかどうかですが、上記のとおり対象施設が限定されており、単に集客力を高め、集うような施設、物販施設は原則として対象となりません。

地域活性化事業は、各市町村で作成された事業計画に基づき、地域の活性化に資する基盤整備事業が対象とされていますので、十分な検討が必要だと思われま

Q

コミュニティ助成事業とは
どのようなものですか？

A

コミュニティ助成事業は、コミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を図ることを

目的にコミュニティ活動に対して助成を行う事業で、次の五種類の事業があります。(内容の詳細については、(財)自治総合センター「コミュニティ助成事業実施要綱」を参照願います。)

- (1) 一般コミュニティ助成事業
 - (2) 緑化推進コミュニティ助成事業
 - (3) 自主防災組織育成助成事業
 - (4) コミュニティセンター助成事業
 - (5) 青少年健全育成助成事業
- このうち、次の基準に適合するものが助成対象となります。
- 1 宝くじの普及広報の効果が期待できること。
 - 2 コミュニティ活動に必要な施設または設備の整備に関する事業(用地取得に要する経費を除く。青少年健全育成事業については、青少年の健全育成に資するソフト事業が対象。)であって、国の補助金を受け

ていないこと。

- 3 原則として短期間に消費または破損するような施設または設備の整備でないこと。

◆申請を行うにあたり、特に注意が必要な点は以下のとおりです。

【事業実施主体について】

実施要綱では、市町村及び地区住民のコミュニティ組織の双方が実施主体とされていますが、事業の本来の目的はコミュニティ団体が行う事業に対する助成を行うことにあります。従って市町村が事業実施主体となるのは、コミュニティ団体が自ら事業を行うよりも効果的である場合に限られており、具体的には次のようなケースが想定されます。

- ・複数のコミュニティセンターが同時に備品を購入する計画を立てたがこれを取りまとめる上部団体がいないために市町村が購入し分配する場合。
- ・コミュニティ団体が自ら購入しても利用頻度が少なく、より効率的に利用するため、市町村が購入して複数のコミュニティ団体に貸出を行う場合。

【コミュニティ団体について】

市町村における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体またはその連合体を想定し、次のような団体は対象となりません。

- ・専ら趣味や芸術のサークルとして組織された団体
- ・太鼓等の演奏による営業(営利)を目的としている団体
- ・イベントのため一時的に組織された団体

- ・公益法人、社会福祉協議会、商工会、観光協会、体育協会
- ・地域のコミュニティ活動に結び付かない特定の目的のために組織された団体

【助成対象外事業について】

主な対象外事例は次のとおりです。

- (1) 市町村が本来整備すべき施設・設備の整備(一般コミュニティ助成事業の場合)
- (2) 施設・設備の修理・修繕

- (3) 観光・商業振興・社会教育を主目的とする施設・設備の設置

(観光用施設・商業用施設・道路脇の地域看板、歴史由来を書いた看板等)

- (4) 中古品の購入

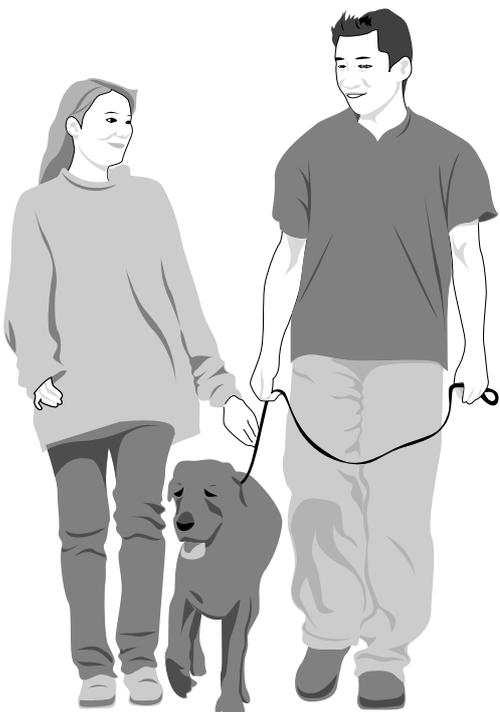
- (5) コミュニティ活動に直接利用しないモノUMENT、石碑の類

【宝くじの普及広報方法について】

この事業は、財団法人自治総合センターが受託した宝くじの普及広報事業の受託収入を財源として実施されています。そのため、事業実施にあたり宝くじの普及広報を行うことが義務付けられています。

以上、申請を行う際の注意事項をまとめてみました。

助成制度の趣旨をご理解の上、コミュニティ活動の活性化のため、積極的にご活用ください。



市町村イベントごよみ



JAN

FEB

山梨市 第8回 初日の出を見る集い

平成15年1月1日

標高約600mの笛吹川フルーツ公園は、昇る朝日を眺めるには絶好の場所です。この立地を生かして行われているのが「初日の出を見る集い」で、来年で八回目を迎えます。

早朝、澄みきった空に望むご来光は、新年の始まりにふさわしい美しい姿です。当日は来園の方々に風船が配られ、ご来光と同時に一斉に空に放して新年を祝います。鏡割りが行われ、樽酒、甘酒や紅白の餅が振る舞われます。福袋など新年にふさわしい商品の販売も行われ、会場は新年を祝うムードに包まれます。

年の幕開けをすがすがしく、おめでたい雰囲気を迎える「初日の出を見る集い」。

新年が希望に満ちた年となるよう、祈念の思いを込めて、来年も盛大に行われます。

笛吹川フルーツ公園
フルーツセンター



34

河口湖町 第6回 冬花火湖上の舞

平成15年1月11～2月2日
の毎土・日曜日

澄みきった星空の下、うっすらと浮かび上がる富士山。この幻想的な雰囲気の中で繰り広げられる「第六回冬花火・湖上の舞」。本年度は1月11日から2月2日までの毎週土・日、合計8回開催され、毎回異なるテーマにより演出された花火が夜八時からの30分間に2000発打ち上げられます。

鏡のような湖面に姿を映しながら花火は輝き、冬ならではの美しい光景が広がります。

メイン見学会場の大池公園では大焚き火やキャンドルイルミネーションが行われ、北岸の大石公園では期間中の毎土曜日に屋台村の開催やどんど焼きが行われ賑わいます。

12月1日から2月23日までは、「河口湖光のファンタジア」と題し、河口湖大橋や湖畔の公園がイルミネーションで彩られ、花火との競演が楽しめます。

河口湖大池公園





特集!! ちょっと気が早いけど

新春を彩るイベント

高根町 2003清里ピュアワールド 平成15年2月8・9日

高根町清里駅前通り

標高1300mの清里高原は、冬が深まるにつれて空気が澄み渡り、夜空は輝く星々で埋め尽くされます。

「清里ピュアワールド2003」は、清里の冬を彩る一大イベントで、冬ならではのイベントの数々が行われます。

昼の間、駅前通りでは、氷の彫刻コンテストが行われ、四角い氷柱から白鳥やトナカイなど様々な作品が生み出されます。また、望遠鏡作りや、馬が引くソリへの試乗体験もできます。

夜、氷の彫刻は一つ一つライトアップされて浮かび上がり、辺りは幻想的な輝きに包まれます。

澄み切った夜空では星空観察会が行われ、昼に作った望遠鏡を使って星の観察を楽しめます。

冬の清里高原の魅力が満喫できる「清里ピュアワールド2003」に是非お出でください。



35

若草町 十日市

平成15年2月10・11日

若草町十日市場り

十日市は毎年2月の10日、11日の2日間開催され、甲斐路の季語ともなっている古い歴史を持つ行事です。

市は、定められた日に、定められた場所で物品の売買を行うという古くに成立した流通形態の一つです。天正11（1583）年の徳川家康の印判状写に「十日市場」という地名が載っており、この頃既に十日市が地名となるまでに定着していたことがうかがわれます。

昔から、市に出回る商品の豊富さを誇っており、「売っていないものは猫の卵と馬の角ぐらい」という言い伝えがあるほどです。特に臼・杵などの木工品が多く並ぶところに特色があります。

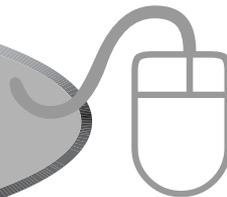
現在も市の風情は変わることなく、甲府盆地に春を呼ぶ行事として毎年近郊から数十万人が訪れています。



市町村振興協会たより



ホームページを リニューアルしました。

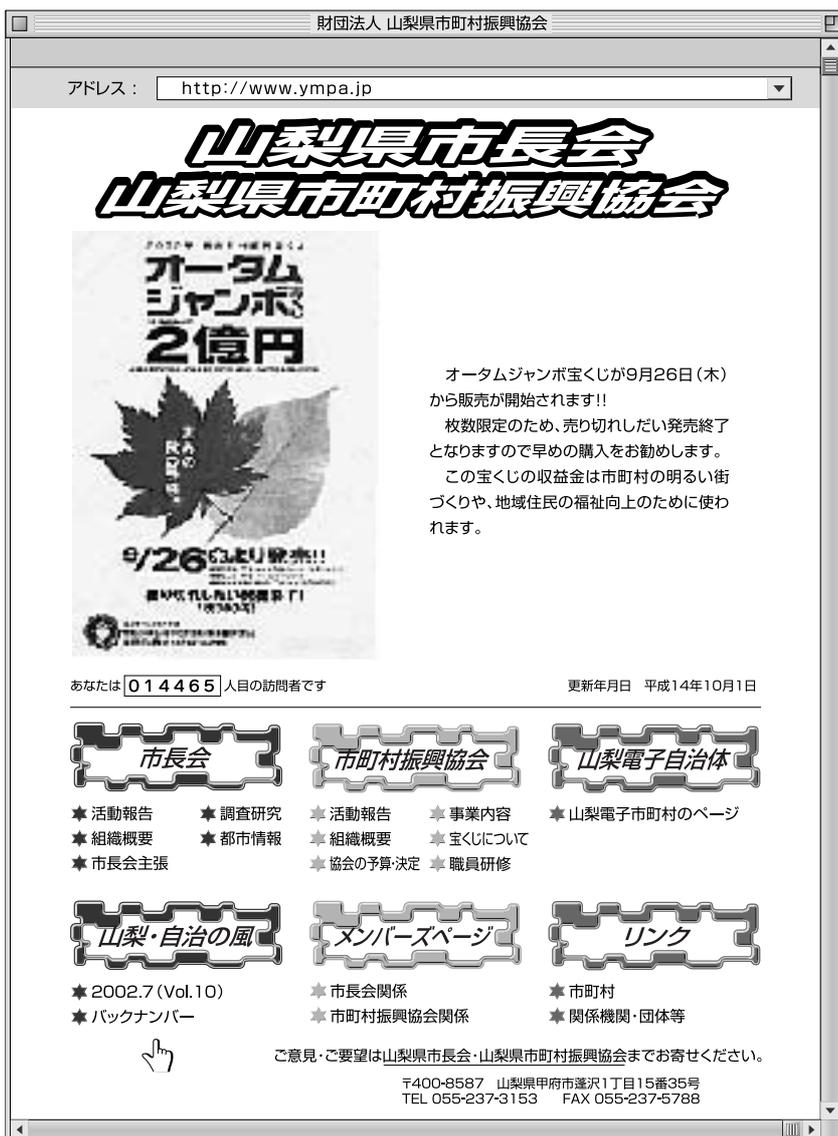


この度、山梨県市町村振興協会及び山梨県市長会(事務局同一)では、ホームページをリニューアルいたしました。

リニューアルに伴い、本年度本協会で開催している、電子市町村システム共同化等研究会の取組状況やその内容を掲載するとともに、本書「山梨自治の風」について、vol.8以降のバックナンバーをPDFファイルにて、掲載いたしました。

また、市町村アカデミー及び国際文化アカデミーの研修助成に係る「申請書」及び「請求書」をメンバーズページによりダウンロードできるようにいたしましたので、こちらも是非、ご活用ください。

なお、ホームページの内容等につきましては、随時更新していきますので、ご意見・ご提案等ございましたら、ご連絡いただければ幸いです。



リニューアル

★山梨電子自治体

山梨電子市町村のページ

- 電子市町村システム共同化等研究会設置要綱
(設置要綱をPDFファイルにより掲載)
- メンバーズページ
(64市町村の方々に電子市町村にむけての取組内容をご理解いただく電子市町村へのしおり及び電子市町村システム共同化等研究会の委員のページを掲載)
- リンク
- 電子自治体等ニュースサイト
(電子自治体に関するニュースサイトへリンク)

★山梨自治の風

最新号及びバックナンバーを掲載

- 年3回、発行している「山梨自治の風」の最新号をPDFファイルにて掲載
- Vol8以降のバックナンバーを掲載

ホームページアドレス

<http://www.ympa.jp>

お問い合わせ

財団法人山梨県市町村振興協会

TEL.055-237-3153

FAX.055-237-5788

E-mail yamanashi@ympa.or.jp

はっらつ!! 市町村職員

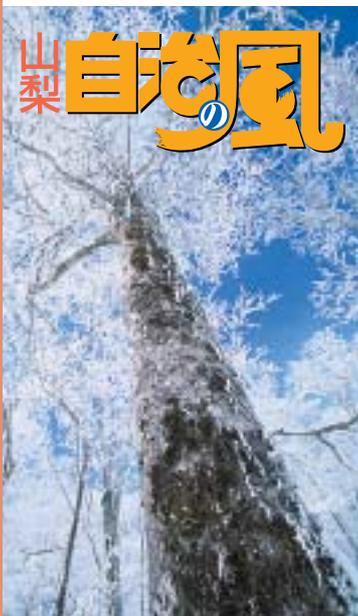
平成14年4月に富士吉田市役所に採用され、企画部防災対策課に配属されました。私は、主に消防関係を担当しています。消防団行事の準備、進行また消防施設に対する補助金交付等いろいろな仕事内容があり、入った当初は何をするにも職場の上司に聞きながら行ってきました。しかし最近では、仕事内容も分かるようになり、少しずつではありますが、自分から率先して業務をこなせるようになりました。

今では、職場の雰囲気にも慣れたせいか、自分自身気持ちにゆとりも感じられるようになり、充実した職員生活を送っています。また、休日などは映画館に行ったり、音楽を鑑賞したりと公私のバランスもうまくとれるようになりました。

私の所属している課は、人と接する機会が多く、大変なことも数多くありますが、自分自身を成長させるための勉強だと考え努力しております。そして、富士吉田市の発展と住民の福祉の向上を目指し、日々頑張っています。



もてやま ともゆき
茂手山 智之さん(富士吉田市)



A F T E R N O T E S

編集後記

「山梨自治の風」も今号で11号を迎える。当初の記事は、市町村課の職員が執筆するものが多かったが、次第に市町村の職員、市長会・町村会の職員、県の他部局の職員のものなどと多様となってきた。発刊当時、地方分権一括法が施行され、国県市町村の位置づけが上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わった。弊誌もその趣旨を生かし、県からの情報を市町村へ通知する情報誌ではなく、県と市町村が共同な土俵で情報を交換し山梨の自治を考える情報誌として努力していきたい。

山梨県民の日



第17回 県民の日記念行事

「第17回県民の日記念行事」は、11月16日(土)、17日(日)の両日小瀬スポーツ公園で開催されます。64市町村の特産品などの販売等を行う「交流広場」など盛り沢山の行事が催されます。

【山梨自治の風】

平成14年11月発行第11号
編集/山梨県総務部市町村課

発行/(財)山梨県市町村振興協会
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

TEL.055-237-1111
shichoson@pref.yamanashi.jp

〒400-8587 甲府市遷沢1丁目15-35
TEL.055-237-3153
yamanashi@mpa.or.jp

TEL.055-237-3153
yamanashi@mpa.or.jp